

# 那 霸 市 公 報

第 1 7 3 7 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 告 示 ◇

○那覇広域都市計画用途地域の変更について（都市計画課）	4
○市道の地番訂正について（道路管理課）	4
○市道路線の区域変更、区域決定及び供用開始に関する告示（道路管理課）	5
○平成30年度那覇市一般会計補正予算（第7号）（財政課）	10
○平成30年度那覇市一般会計補正予算（第8号）（財政課）	21
○平成30年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）（財政課）	23
○平成31年度那覇市一般会計予算（財政課）	24
○平成31年度那覇市病院事業債管理特別会計予算（財政課）	33
○那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について（生活衛生課）	34
○平成30年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） （国民健康保険課）	34
○平成30年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） （国民健康保険課）	37
○平成31年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算（国民健康保険課）	38
○平成31年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算（国民健康保険課）	41
○平成30年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第3号） （ちゃーがんじゅう課）	42
○平成31年度那覇市介護保険事業特別会計予算（ちゃーがんじゅう課）	45

---

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について （障がい福祉課）	47
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について （保護管理課）	48
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について （保護管理課）	49
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について （保護管理課）	50
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について （保護管理課）	51
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について （保護管理課）	52
○土壌汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定について（環境保全課） .....	53
○平成 31 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画について（廃棄物対策課）	54
○平成 30 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号） （まちなみ整備課）	67
○平成 30 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号） （まちなみ整備課）	68
○平成 31 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算（まちなみ整備課）	70
○平成 31 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算（まちなみ整備課）	72
○平成 30 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）（上下水道局企画経営課） .....	74
○平成 30 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（上下水道局企画経営課） .....	75
○平成 31 年度那覇市水道事業会計予算（上下水道局企画経営課）	77
○平成 31 年度那覇市下水道事業会計予算（上下水道局企画経営課）	80

---

**◇公 告◇**

- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 82
- 開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 83
- 随意契約の公表について（クリーン推進課）…………… 84
- 個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）…………… 85
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（市民生活安全課）  
…………… 93
- 那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の決定に  
ついて（まちなみ整備課）…………… 95

**◇議会訓令◇**

- 那覇市議会事務局職員名札の制式及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令  
…………… 96

**◇消防局訓令◇**

- 那覇市消防吏員被服貸与規程の一部を改正する訓令…………… 98

**◇上下水道局告示◇**

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 102
- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 102

**◇公平委員会規則◇**

- 那覇市公平委員会議事規則の一部を改正する規則…………… 103
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 104

---

---

**告 示**

---

---

那覇市告示第 567 号  
平成 31 年 3 月 12 日  
掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画用途地域を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市  
上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類  
那覇広域都市計画用途地域  
(城東城北線沿道地区及び石嶺駅周辺地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分 那覇市首里石嶺町 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目地内
- 3 縦覧場所  
那覇市都市みらい部都市計画課（那覇市役所本庁舎 9 階）

---

那覇市告示第 569 号  
平成 31 年 3 月 13 日  
掲 示 済

市道の地番訂正について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、市道に認定された路線を次のとおり地番の訂正をする。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 1. 地番訂正する路線

整理番号	路 線 名		起 終	点 点	備 考
766	樋川13号	新	樋川 2 丁目564番 4 樋川 2 丁目564番 2		
		旧	樋川 2 丁目551番106 壺屋 1 丁目55番 1		
2373	樋川20号	新	樋川 2 丁目564番 2 樋川 2 丁目564番 1		
		旧	樋川 2 丁目54番 樋川 2 丁目551番28		
2374	樋川21号	新	樋川 2 丁目557番 樋川 2 丁目564番13		
		旧	樋川 2 丁目557番 樋川 2 丁目551番39		
2375	樋川22号	新	樋川 2 丁目564番 9 樋川 2 丁目564番 8		
		旧	樋川 2 丁目547番 樋川 2 丁目551番122		
2376	樋川23号 (歩行者専用)	新	樋川 2 丁目564番23 樋川 2 丁目564番 3		
		旧	樋川 2 丁目551番 3 樋川 2 丁目551番75		

那覇市告示第 570 号  
平成 31 年 3 月 13 日  
掲 示 済

## 市道路線の区域変更、区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更、区域決定及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 1. 区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
767	樋川14号	新 樋川2丁目551番154 ～樋川2丁目564番6	204.6	4.5 ～7.3	一部変更 (終点変更)
		旧 樋川2丁目551番154 ～樋川2丁目551番117	217.3	4.5 ～7.3	

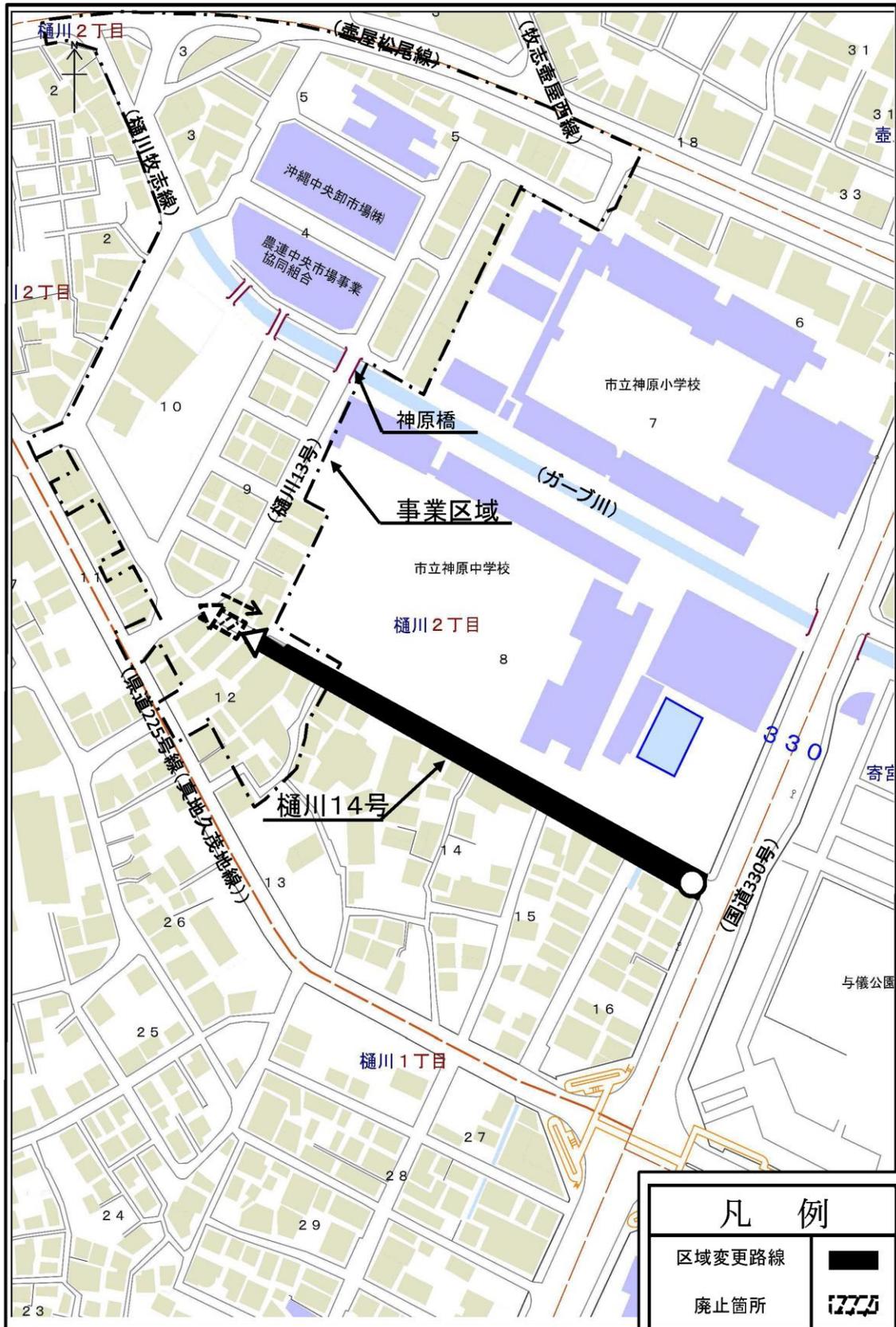
## 2. 区域決定する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
766	樋川13号	樋川2丁目564番4 ～樋川2丁目564番2	241.6	16.0	
2375	樋川22号	樋川2丁目564番9 ～樋川2丁目564番8	54.5	6.0 ～7.5	
2376	樋川23号	樋川2丁目564番23 ～樋川2丁目564番3	62.5	6.0	

## 3. 区域決定及び供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
2373	樋川20号	樋川2丁目564番2 ～樋川2丁目564番1	87.7	6.0	
2374	樋川21号	樋川2丁目557番 ～樋川2丁目564番13	87.1	6.0 ～8.1	

### 市道路線の区域変更位置図(参考図①)



### 市道路線の区域決定位置図(参考図②)



### 市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図③)



## 那 覇 市 告 示 第 1 5 号

平 成 3 1 年 4 月 1 日

平成31年(2019年)2月那覇市議会定例会で議決された平成30年度那覇市一般会計補正予算(第7号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成30年度那覇市一般会計補正予算(第7号)

平成30年度那覇市の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,446,891千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,228,430千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		47,538,326	1,043,673	48,581,999
	1 市民税	20,500,658	859,128	21,359,786
	2 固定資産税	21,809,642	371,552	22,181,194
	3 軽自動車税	721,029	14,836	735,865

	4 市たばこ税	3,506,325	△226,529	3,279,796
	5 入湯税	11,308	△959	10,349
	6 事業所税	989,364	25,645	1,015,009
2 地方譲与税		748,111	10,057	758,168
	1 自動車重量譲与税	337,397	△10,705	326,692
	3 特別とん譲与税	20,407	22,454	42,861
	4 航空機燃料譲与税	257,128	△1,319	255,809
	5 地方揮発油譲与税	133,178	△373	132,805
3 利子割交付金		42,003	△6,515	35,488
	1 利子割交付金	42,003	△6,515	35,488
4 配当割交付金		58,483	22,356	80,839
	1 配当割交付金	58,483	22,356	80,839
5 株式等譲渡所得割交付金		42,963	47,868	90,831
	1 株式等譲渡所得割交付金	42,963	47,868	90,831
6 地方消費税交付金		5,938,437	141,952	6,080,389
	1 地方消費税交付金	5,938,437	141,952	6,080,389
7 自動車取得税交付金		125,000	16,987	141,987
	1 自動車取得税交付金	125,000	16,987	141,987
10 地方交付税		8,258,350	△33,267	8,225,083
	1 地方交付税	8,258,350	△33,267	8,225,083
13 使用料及び手数料		3,300,406	△4,547	3,295,859
	1 使用料	2,629,733	4,836	2,634,569
	2 手数料	670,673	△9,383	661,290

14 国庫支出金		41,797,115	△2,672,154	39,124,961
	1 国庫負担金	33,937,577	△1,160,734	32,776,843
	2 国庫補助金	7,741,210	△1,509,863	6,231,347
	3 委託金	118,328	△1,557	116,771
15 県支出金		20,183,080	△1,993,505	18,189,575
	1 県負担金	8,615,746	△816,331	7,799,415
	2 県補助金	10,995,524	△1,161,774	9,833,750
	3 委託金	571,810	△15,400	556,410
16 財産収入		693,777	88,440	782,217
	1 財産運用収入	365,887	11,585	377,472
	2 財産売払収入	327,890	76,855	404,745
17 寄附金		115,308	△25,817	89,491
	1 寄附金	115,308	△25,817	89,491
18 繰入金		4,403,930	486,489	4,890,419
	1 特別会計繰入金	140,412	16,040	156,452
	2 基金繰入金	4,263,518	470,449	4,733,967
19 繰越金		3,714,868	599,609	4,314,477
	1 繰越金	3,714,868	599,609	4,314,477
20 諸収入		1,292,612	276,883	1,569,495
	1 延滞金加算金及び過料	43,560	6,258	49,818
	2 市預金利子	945	639	1,584
	3 貸付金元利収入	267,361	△10,908	256,453
	5 雑入	971,416	280,894	1,252,310
21 市債		11,403,700	△1,445,400	9,958,300
	1 市債	11,403,700	△1,445,400	9,958,300
歳 入 合 計		151,675,321	△3,446,891	148,228,430

## 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		781,564	△6,179	775,385
	1 議会費	781,564	△6,179	775,385
2 総務費		14,768,689	△998,226	13,770,463
	1 総務管理費	11,614,707	△908,865	10,705,842
	2 徴税費	1,970,077	△20,691	1,949,386
	3 戸籍住民基本台帳費	760,467	△1,289	759,178
	4 選挙費	275,093	△65,370	209,723
	5 統計調査費	43,805	△1,471	42,334
	6 監査委員費	104,540	△540	104,000
3 民生費		76,019,568	905,835	76,925,403
	1 社会福祉費	25,274,278	1,641,852	26,916,130
	2 児童福祉費	27,825,976	△1,400,653	26,425,323
	3 生活保護費	22,919,313	664,636	23,583,949
4 衛生費		8,910,559	△374,807	8,535,752
	1 保健衛生費	4,877,858	△360,896	4,516,962
	2 清掃費	4,032,701	△13,911	4,018,790
5 労働費		34,561	△5,800	28,761
	1 労働諸費	34,561	△5,800	28,761
6 農林水産業費		261,760	△4,471	257,289
	1 農業費	70,830	△2,769	68,061
	3 水産業費	190,810	△1,702	189,108
7 商工費		1,688,304	△65,325	1,622,979
	1 商工費	1,688,304	△65,325	1,622,979
8 土木費		16,246,285	△1,404,278	14,842,007
	1 土木管理費	295,936	△49,530	246,406
	2 道路橋りょう費	1,062,219	△20,280	1,041,939
	3 港湾費	1,313,099	△44,195	1,268,904

	4 都市計画費	8,332,119	△684,019	7,648,100
	5 住宅費	5,242,912	△606,254	4,636,658
9 消防費		2,875,445	△22,165	2,853,280
	1 消防費	2,875,445	△22,165	2,853,280
10 教育費		17,711,683	△1,248,631	16,463,052
	1 教育総務費	2,018,985	△71,288	1,947,697
	2 小学校費	7,540,366	△934,937	6,605,429
	3 中学校費	3,294,119	△6,129	3,287,990
	4 幼稚園費	1,053,663	△82,551	971,112
	5 社会教育費	1,483,244	△107,728	1,375,516
	6 保健体育費	2,321,306	△45,998	2,275,308
12 公債費		12,278,833	△222,844	12,055,989
	1 公債費	12,278,833	△222,844	12,055,989
歳 出 合 計		151,675,321	△3,446,891	148,228,430

第2表 繰越明許費補正

## 1 追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			1,531,421
	1 総務管理費		1,531,421
		なは市民協働プラザ施設管理運営費	8,681
		旧那覇飛行場用地問題解決事業	211,822
		新文化芸術発信拠点施設整備事業	1,220,738
		文化芸術発信拠点施設整備事業(パレット)	90,180
3 民生費			150,351
	1 社会福祉費		2,672
		那覇市総合福祉センター設備等改修事業	2,672
	2 児童福祉費		147,679
		老朽化保育所増改築等補助金	86,427
		待機児童解消加速化事業	33,587

		高良小区児童クラブ舎建築事業	26,963
		若狭小区児童クラブ舎建築事業	702
4 衛生費			61,344
	2 清掃費		61,344
		浸出水下水道接続事業	61,344
6 農林水産業費			124,584
	1 農業費		2,500
		一般農道改良事業	2,500
	3 水産業費		122,084
		泊魚市場施設改修事業	2,506
		那覇市水産業機能強化事業	97,065
		那覇空港南側船揚場整備事業	22,513
7 商工費			353,321
	1 商工費		353,321
		なは産業支援センター機能強化事業	135,518
		新たな観光コンテンツ創出支援事業	5,000
		貸切バス乗降場・待機場整備事業	43,528
		第一牧志公設市場再整備事業	164,549
		牧志公設市場(衣料部・雑貨部)のあり方検討事業	4,726
8 土木費			3,358,013
	1 土木管理費		9,000
		地下壕対策事業	9,000
	2 道路橋りょう費		274,762
		私道整備補助金	2,226
		道路維持管理事業	13,088
		道路維持事業	21,919
		道路新設改良事業(社会資本交付金)	149,636
		道路新設改良事業(単独)	1,000
		バス停上屋整備事業	32,028

		交流オアシス整備事業	24,717
		交通安全施設整備事業(特交金)	30,148
	4 都市計画費		1,735,581
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	618,165
		無電柱化引込設備事業負担金	4,095
		CO2 排出削減促進事業(モビリティマネジメント啓発事業)	5,508
		亜熱帯庭園都市の道路美化事業	20,953
		モノレール・インフラ等修繕	49,116
		沖縄都市モノレール延長事業	854,479
		公園維持管理費	3,030
		公園整備事業(沖縄振興公共投資交付金)	150,385
		亜熱帯庭園都市の公園美化事業	27,000
		民間活力を活かした公園活性化事業	2,850
	5 住宅費		1,338,670
		市営住宅ストック改善事業	15,184
		市営住宅ストック改善事業(防災安全)	183,363
		市営住宅ストック改善事業(改良住宅)	72,753
		地域居住機能再生推進事業	1,040,973
		真地市営住宅建替事業	26,397
10 教育費			4,650,874
	1 教育総務費		140,271
		電子黒板等整備事業	140,271
	2 小学校費		3,109,389
		小学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化)	2,913
		小学校環境整備事業(トイレ整備)	70,650
		金城小学校空調設備更新事業	91,577
		小学校施設ブロック塀対策事業	195,419
		小学校施設冷房設備設置事業	133,806

	上間小学校校舎建設事業	94,258
	石嶺小学校校舎建設事業	189,875
	高良小学校校舎建設事業	1,454,041
	若狭小学校校舎建設事業	26,503
	識名小学校校舎建設及び屋内運動場建設事業	3,247
	与儀小学校校舎及び屋内運動場建設事業	7,707
	開南小学校屋内運動場建設事業	2,321
	高良小学校屋内運動場建設事業	7,107
	上間小学校屋内運動場建設事業	132,780
	地域・学校連携施設(若狭小)建設事業	573
	学校施設耐震化事業(城岳小学校耐震改修)	247,012
	学校施設耐震化事業(城南小学校耐震改修)	74,121
	学校施設耐震化事業(小禄小学校耐震改修)	190,627
	学校施設耐震化事業(城東小学校耐震改修)	33,321
	学校施設耐震化事業(松島小学校耐震改修)	97,142
	学校施設耐震化事業(壺屋小学校耐震改修)	54,389
3 中学校費		984,260
	中学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化)	56,144
	中学校施設ブロック塀対策事業	112,317
	中学校施設冷房設備設置事業	63,007
	真和志中学校校舎建設事業	107,459
	鏡原中学校屋内運動場建設事業	467,373
	神原中学校校舎建設事業	50,637
	那覇中学校水泳プール建設事業	127,323
4 幼稚園費		67,833
	認定こども園等ブロック塀対策事業	26,148
	壺屋幼稚園園舎耐震化事業	37,175

	5 社会教育費	小禄幼稚園園舎耐震化事業	4,510
			22,812
		新垣家住宅保存整備事業	3,239
		沖縄県営鉄道転車台遺構移設・保存公開活用事業	19,573
	6 保健体育費		326,309
		那覇市営奥武山野球場内野スタンド椅子補修事業	4,845
		上間小学校給食調理場改築事業	2,833
		高良小学校給食調理場改築事業	316,853
		開南小学校給食調理場改築事業	1,778
	合 計		

## 2 変 更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
4 衛生費			59,828		64,318
	2 清掃費		59,828		64,318
		敷地内道路擁壁補強対策事業	59,828	敷地内道路擁壁補強対策事業	64,318
8 土木費			1,014,469		1,257,269
	2 道路橋梁りょう費		33,000		92,668
		歴史散歩道整備事業	33,000	歴史散歩道整備事業	92,668
	4 都市計画費		981,469		1,164,601
		街路整備事業（公共投資交付金）	902,169	街路整備事業（公共投資交付金）	941,575
		公園整備事業（社会資本整備総合交付金）	79,300	公園整備事業（社会資本整備総合交付金）	223,026
	合 計			1,074,297	

## 第3表 債務負担行為補正

## 1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
総合衛生システム再構築事業（追加分） （生活衛生課）	平成31年度から 平成35年度まで	9,250
こども医療費助成制度の現物給付方式に関する事務取扱契約（自己負担額支払い明細書等の確認及び集計）（子育て応援課）	平成30年度から 契約終了まで	こども医療費助成事業報告明細書の毎月の報告件数に1件当たり32円を乗じて得た金額
母子及び父子家庭等医療費助成制度の自動償還方式に関する事務取扱契約（自己負担額支払い明細書等の確認及び集計）（子育て応援課）	平成30年度から 契約終了まで	母子及び父子家庭等医療費助成事業報告件数明細書の毎月の報告件数に1件当たり32円を乗じて得た金額
交通広場及び道路情報センター清掃業務委託（道路管理課）	平成30年度から 平成31年度まで	6,017
おもろまち交通広場道路情報センター警備業務委託（道路管理課）	平成30年度から 平成31年度まで	3,140

## 2 変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
金城児童館管理運営委託料（こども政策課）	平成30年度から 平成35年度まで	51,911	平成30年度から 平成35年度まで	51,923
久場川児童館管理運営委託料（こども政策課）	平成30年度から 平成35年度から	57,494	平成30年度から 平成35年度まで	57,497
識名児童館管理運営委託料（こども政策課）	平成30年度から 平成35年度から	59,184	平成30年度から 平成35年度まで	59,202
小禄児童館管理運営委託料（こども政策課）	平成30年度から 平成35年度まで	60,174	平成30年度から 平成35年度まで	60,185
大名児童館管理運営委託料（こども政策課）	平成31年度から 平成35年度から	60,612	平成30年度から 平成35年度まで	60,629
辻老人憩いの家運営管理委託料（ちゃーがんじゅう課）	平成30年度から 平成35年度まで	54,600	平成30年度から 平成35年度まで	55,514

金城老人憩いの家運営 管理委託料（ちゃーが んじゅう課）	平成30年度から 平成35年度まで	36,175	平成30年度から 平成35年度まで	36,778
------------------------------------	----------------------	--------	----------------------	--------

## 2 廃止

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
石嶺市営住宅第6期建替事業（工事監理）（建設企画課）	平成30年度から 平成32年度まで	41,433
石嶺市営住宅第6期建替事業（工事請負費）（建設企画課）	平成31年度から 平成32年度まで	2,403,120
宇栄原市営住宅第5期建替事業（造成関連業務委託）（建設企画課）	平成30年度から 平成31年度まで	10,791
宇栄原市営住宅第5期建替事業（造成）（建設企画課）	平成31年度	31,444

## 第4表 地方債補正

## 1 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公立文化施設整備事業	623,500	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	262,100	補正前に同じ		
3 一般廃棄物処理事業	52,400				55,800			
4 道路整備事業	77,900				77,600			
5 都市計画事業	455,200				452,800			
6 都市公園整備事業	406,700				193,500			
7 市営住宅建設	859,800				754,600			

事業					
8 港湾事業	120,700				117,700
9 消防施設整備事業	291,000				281,900
10 教育施設整備事業	3,741,300				3,007,500
13 特定地域施設整備事業	44,500				39,400

## 2 廃止

起債の目的	限度額	備考
11 公設市場再整備事業	15,300	

## 那覇市告示第 16 号

平成 31 年 4 月 1 日

平成31年(2019年)2月那覇市議会定例会で議決された平成30年度那覇市一般会計補正予算(第8号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成30年度那覇市一般会計補正予算(第8号)

平成30年度那覇市の一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277,950千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,506,380千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費の補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		39,124,961	252,155	39,377,116
	1 国庫負担金	32,776,843	77,393	32,854,236
	2 国庫補助金	6,231,347	174,762	6,406,109
18 繰入金		4,890,419	25,795	4,916,214
	2 基金繰入金	4,733,967	25,795	4,759,762
歳 入 合 計		148,228,430	277,950	148,506,380

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		76,925,403	243,011	77,168,414
	2 児童福祉費	26,425,323	139,823	26,565,146
	3 生活保護費	23,583,949	103,188	23,687,137
7 商工費		1,622,979	34,939	1,657,918
	1 商工費	1,622,979	34,939	1,657,918
歳 出 合 計		148,228,430	277,950	148,506,380

第2表 繰越明許費補正

追 加

（単位：千円）

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費			178,178
	2 児童福祉費		178,178
		幼児教育無償化実施円滑化事業	98,287
		幼児教育無償化システム改修等事業	41,536
		若狭浦保育所耐震化事業	38,355
7 商工費			34,939
	1 商工費		34,939
		那覇市プレミアム付商品券事業	34,939
合 計			213,117

## 那 覇 市 告 示 第 1 7 号

平 成 3 1 年 4 月 1 日

平成31年（2019年）2月那覇市議会定例会で議決された平成30年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成30年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）

平成30年度那覇市の病院事業債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ556千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ385,796千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		386,352	△556	385,796
	1 貸付金元利収入	386,352	△556	385,796
歳入合計		386,352	△556	385,796

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		386,352	△556	385,796
	1 公債費	386,352	△556	385,796
歳出合計		386,352	△556	385,796

## 那 覇 市 告 示 第 1 8 号

平 成 3 1 年 4 月 1 日

平成31年（2019年）2月那覇市議会定例会で議決された平成31年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成31年度那覇市一般会計予算

平成31年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

## （歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146,814,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## （債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

## （地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

## （一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、27,000,000千円と定める。

## （歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		49,413,015
	1 市民税	21,772,172
	2 固定資産税	22,688,780
	3 軽自動車税	757,580
	4 市たばこ税	3,164,070
	5 入湯税	10,349
	6 事業所税	1,020,064
2 地方譲与税		776,186
	1 自動車重量譲与税	345,121
	2 地方道路譲与税	1
	3 特別とん譲与税	42,861
	4 航空機燃料譲与税	257,525
	5 地方揮発油譲与税	130,678
3 利子割交付金		35,488
	1 利子割交付金	35,488
4 配当割交付金		80,839
	1 配当割交付金	80,839
5 株式等譲渡所得割交付金		90,831
	1 株式等譲渡所得割交付金	90,831
6 地方消費税交付金		6,220,226
	1 地方消費税交付金	6,220,226
7 自動車取得税交付金		76,155
	1 自動車取得税交付金	76,155
8 環境性能割交付金		33,567
	1 環境性能割交付金	33,567
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		289,868
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	289,868
10 地方特例交付金		837,450
	1 地方特例交付金	98,250
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	739,200
11 地方交付税		8,109,316
	1 地方交付税	8,109,316
12 交通安全対策特別交付金		50,000
	1 交通安全対策特別交付金	50,000
13 分担金及び負担金		1,128,667
	1 分担金	1
	2 負担金	1,128,666
14 使用料及び手数料		3,315,401

	1 使用料	2,646,905
	2 手数料	668,496
15 国庫支出金		41,386,256
	1 国庫負担金	33,728,970
	2 国庫補助金	7,560,642
	3 委託金	96,644
16 県支出金		17,237,960
	1 県負担金	8,185,761
	2 県補助金	8,469,430
	3 委託金	582,769
17 財産収入		553,373
	1 財産運用収入	365,278
	2 財産売払収入	188,095
18 寄附金		87,177
	1 寄附金	87,177
19 繰入金		4,837,876
	1 特別会計繰入金	5
	2 基金繰入金	4,837,871
20 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		1,397,249
	1 延滞金加算金及び過料	44,201
	2 市預金利子	1,503
	3 貸付金元利収入	321,246
	4 受託事業収入	40,515
	5 雑入	989,784
22 市債		10,357,100
	1 市債	10,357,100
歳 入 合 計		146,814,000

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		766,966
	1 議会費	766,966
2 総務費		13,270,298
	1 総務管理費	11,025,895
	2 徴税費	1,113,855
	3 戸籍住民基本台帳費	806,533
	4 選挙費	162,466
	5 統計調査費	54,398
	6 監査委員費	107,151
3 民生費		79,081,614
	1 社会福祉費	26,616,960
	2 児童福祉費	29,569,152
	3 生活保護費	22,895,501

	4 災害救助費	1
4 衛生費		8,649,215
	1 保健衛生費	4,783,633
	2 清掃費	3,865,582
5 労働費		34,526
	1 労働諸費	34,526
6 農林水産業費		528,943
	1 農業費	74,143
	2 林業費	120
	3 水産業費	454,680
7 商工費		1,720,344
	1 商工費	1,720,344
8 土木費		14,178,430
	1 土木管理費	251,315
	2 道路橋りょう費	1,196,358
	3 港湾費	763,293
	4 都市計画費	5,892,307
	5 住宅費	6,075,157
9 消防費		3,042,775
	1 消防費	3,042,775
10 教育費		13,850,158
	1 教育総務費	1,652,997
	2 小学校費	6,288,373
	3 中学校費	1,990,071
	4 幼稚園費	62,527
	5 社会教育費	1,967,546
	6 保健体育費	1,888,644
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		11,612,030
	1 公債費	11,612,030
13 諸支出金		1
	1 公営企業貸付金	1
14 予備費		78,696
	1 予備費	78,696
歳 出 合 計		146,814,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
那覇市市制施行100周年記念事業(秘書広報課)	平成31年度から 平成32年度まで	11,012
市制施行記念事業(市政功労章等の購入)(秘書広報課)	平成31年度から 平成32年度まで	856

（仮称）ともかぜ振興会館管理運営事業（平和交流・男女参画課）	平成31年度から 平成34年度まで	30,000
納税催告センター運営事業（納税課）	平成31年度から 平成35年度まで	77,872
RPAツール等導入効果検証事業（情報政策課）	平成32年度	1,005
庁内ネットワーク無線化事業（情報政策課）	平成32年度から 平成36年度まで	8,084
文書・庶務・人事給与システム再構築事業（情報政策課）	平成32年度から 平成36年度まで	184,495
那覇市ハイサイ市民課住基システム等入出力委託業務（ハイサイ市民課）	平成32年度から 平成34年度まで	85,250
新小禄支所建設仮庁舎に係る賃借料及び工事費（ハイサイ市民課）	平成31年度から 平成34年度まで	55,905
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償（商工農水課）	平成32年度から 平成42年度まで	補償融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から、株式会社日本政策金融公庫等が補填する額を差し引いた額
那覇空港南側船揚場整備事業（工事）（商工農水課）	平成32年度から 平成33年度まで	508,484
第一牧志公設市場再整備事業（新市場建設工事）（なはまちなか振興課）	平成32年度から 平成33年度まで	2,684,000
第一牧志公設市場再整備事業（工事監理業務）（なはまちなか振興課）	平成32年度から 平成33年度まで	47,740
家庭ごみ有料化事業（印刷製本費）（廃棄物対策課）	平成32年度	12,172
緊急通報システム事業業務委託契約（チャーガンじゅう課）	平成31年度から 平成34年度まで	7,434
神原小区児童クラブ活動拠点整備事業（こども政策課）	平成31年度から 平成32年度まで	61,641
若狭小区児童クラブ活動拠点整備事業（実施設計）（こども政策課）	平成32年度	4,136
大道こども園増改築事業（こども政策課）	平成31年度から 平成32年度まで	121,796
大道こども園調理設備等整備事業（こども政策課）	平成31年度から 平成32年度まで	28,800

天妃こども園園舎建設事業（こども政策課）	平成31年度から 平成32年度まで	405,352
宇栄原小区児童クラブ活動拠点整備事業（こども政策課）	平成31年度から 平成32年度まで	61,982
壺屋児童館管理運営委託料（こども政策課）	平成31年度から 平成36年度まで	88,390
那覇市首里金城村屋管理運営委託料（都市計画課）	平成31年度から 平成36年度まで	3,310
石嶺市営住宅第6期建替事業（市営住宅課）	平成31年度から 平成33年度まで	2,571,465
宇栄原市営住宅第5期建替事業（市営住宅課）	平成31年度から 平成33年度まで	2,228,154
防火衣整備事業（警防課）	平成32年度から 平成39年度まで	71,258
神原小学校地域・学校連携施設建設事業（生涯学習課）	平成31年度から 平成32年度まで	51,551
若狭小学校地域・学校連携施設建設事業（実施設計）（生涯学習課）	平成32年度	1,967
繁多川図書館業務委託事業（生涯学習課）	平成31年度から 平成34年度まで	60,546
宇栄原小学校屋内運動場建設事業（施設課）	平成31年度から 平成32年度まで	536,426
上間小学校屋内運動場建設事業（施設課）	平成31年度から 平成32年度まで	505,215
開南小学校屋内運動場建設事業（実施設計）（施設課）	平成31年度から 平成32年度まで	34,089
神原小学校屋内運動場建設事業（施設課）	平成31年度から 平成32年度まで	807,979
天妃小学校屋内運動場建設事業（施設課）	平成31年度から 平成32年度まで	566,218
垣花小学校屋内運動場建設事業（実施設計）（施設課）	平成31年度から 平成32年度まで	47,952
石嶺小学校屋内運動場建設事業（実施設計）（施設課）	平成31年度から 平成32年度まで	35,029
高良小学校屋内運動場建設事業（実施設計）（施設課）	平成31年度から 平成32年度まで	36,575
石嶺小学校校舎建設事業（解体設計）（施設課）	平成31年度から 平成32年度まで	26,141
若狭小学校校舎建設事業（実施設計）（施設課）	平成32年度	66,629
上間小学校屋内運動場建設事業（外構等設計）（施設課）	平成31年度から 平成32年度まで	22,554
安岡中学校屋内運動場建設事業（施設課）	平成31年度から 平成32年度まで	909,322
中学校空調機機能復旧事業（施設課）	平成32年度	150,596
学校給食調理業務委託事業（真和志小学校）（学校給食課）	平成32年度から 平成36年度まで	85,181

学校給食調理業務委託事業（大名学校給食センター）（学校給食課）	平成 32 年度から 平成 36 年度まで	161, 842
学校給食搬送業務委託事業（神原、城岳センター）（学校給食課）	平成 31 年度から 平成 33 年度まで	13, 657
学校給食搬送業務委託事業（高良学校給食センター）（学校給食課）	平成 32 年度から 平成 34 年度まで	545
開南小学校給食調理場改築事業（設計）（学校給食課）	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	22, 185
献立作成ソフト支援保守業務委託（学校給食課）	平成 32 年度から 平成 35 年度まで	4, 436
那覇市議会タブレット端末購入及び通信サービス利用契約（議会事務局庶務課）	平成 32 年度から 平成 33 年度まで	2, 655
給与関係事務委託事業（平成 29 年度設定 消費税 率引上げ追加分）（人事課）	平成 32 年度から 平成 33 年度まで	779
本庁舎省エネ支援業務委託（平成 30 年度設定 消 費税率引上げ追加分）（管財課）	平成 32 年度から 平成 34 年度まで	257
納税催告センター運営事業（平成 28 年度設定 消 費税率引上げ追加分）（納税課）	平成 32 年度	65
u-0kinawa プラットフォーム再構築事業（平成 26 年度設定 消費税引上げ追加分）（情報政策課）	平成 32 年度	6
グループウェア再構築事業（平成 28 年度設定 消 費税率引上げ追加分）（情報政策課）	平成 32 年度から 平成 33 年度まで	317
セキュリティシステム再構築事業（平成 28 年度設 定 消費税引上げ追加分）（情報政策課）	平成 32 年度から 平成 34 年度まで	590
インターネット系ネットワーク分離事業（平成 28 年度設定 消費税引上げ追加分）（情報政策課）	平成 32 年度から 平成 33 年度まで	193
コンビニ交付導入事業（平成 27 年度設定 消費税 率引上げ追加分）（情報政策課）	平成 32 年度から 平成 33 年度まで	126
施設予約収納システム事業（平成 27 年度設定 消 費税率引上げ追加分）（情報政策課）	平成 32 年度	14
安謝老人憩の家管理運営委託料（平成 28 年度設定 消費税引上げ追加分）（ちゃーがんじゅう課）	平成 32 年度から 平成 33 年度まで	392
安謝児童館管理運営委託料（平成 28 年度設定 消 費税率引上げ追加分）（こども政策課）	平成 32 年度から 平成 33 年度まで	104
若狭児童館管理運営委託料（平成 28 年度設定 消 費税率引上げ追加分）（こども政策課）	平成 32 年度から 平成 33 年度まで	42
国場児童館管理運営委託料（平成 29 年度設定 消 費税率引上げ追加分）（こども政策課）	平成 32 年度から 平成 34 年度まで	152
那覇市立保育所給食調理業務委託事業（平成 28 年 度設定 消費税引上げ追加分）（こどもみらい 課）	平成 32 年度から 平成 33 年度まで	1, 200
土木積算システム保守管理業務委託（平成 27 年度 設定 消費税引上げ追加分）（道路建設課）	平成 32 年度	30
土木積算システム保守管理業務委託（平成 27 年度 設定 消費税引上げ追加分）（道路管理課）	平成 32 年度	3

土木積算システム保守管理業務委託（平成27年度設定 消費税率引上げ追加分）（花とみどり課）	平成32年度	25
土木積算システム保守管理業務委託（平成27年度設定 消費税率引上げ追加分）（公園管理課）	平成32年度	4
那覇市波の上ビーチ広場管理運営委託料（平成27年度設定 消費税率引上げ追加分）（公園管理課）	平成32年度	102
那覇市松山公園文化交流施設管理運営委託料（平成27年度設定 消費税率引上げ追加分）（公園管理課）	平成32年度	378
土木積算システム保守管理業務委託（平成27年度設定 消費税率引上げ追加分）（建築工事課）	平成32年度	15
市営住宅等管理運営事業（平成27年度設定 消費税率引上げ追加分）（市営住宅課）	平成32年度から 平成33年度まで	2,696
那覇市若狭公民館指定管理事業（平成29年度設定 消費税率引上げ追加分）（生涯学習課）	平成32年度	397
那覇市繁多川公民館指定管理事業（平成29年度設定 消費税率引上げ追加分）（生涯学習課）	平成32年度	397
那覇市体育施設管理運営委託料（平成27年度設定 消費税率引上げ追加分）（市民スポーツ課）	平成32年度	1,505
学校職員駐車土地管理システム保守事業（平成28年度設定 消費税率引上げ追加分）（施設課）	平成32年度から 平成33年度まで	15
土木積算システム保守管理業務委託（平成29年度設定 消費税率引上げ追加分）（施設課）	平成32年度	4
石嶺公民館・図書館冷房機器取替事業（平成25年度設定 消費税率引上げ追加分）（中央公民館）	平成32年度	75
学校給食調理業務委託事業（安謝学校給食センター）（平成27年度設定 消費税率引上げ追加分）（学校給食課）	平成32年度	190
学校給食調理業務委託事業（古蔵学校給食センター）（平成27年度設定 消費税率引上げ追加分）（学校給食課）	平成32年度	197
学校給食搬送業務委託事業（真和志学校給食センター）（平成28年度設定 消費税率引上げ追加分）（学校給食課）	平成32年度から 平成33年度まで	738
学校給食搬送業務委託事業（小規模学校給食センター）（平成28年度設定 消費税率引上げ追加分）（学校給食課）	平成32年度から 平成33年度まで	765
学校給食調理業務委託事業（神原学校給食センター）（平成28年度設定 消費税率引上げ追加分）（学校給食課）	平成32年度から 平成33年度まで	485
学校給食調理業務委託事業（金城小学校）（平成28年度設定 消費税率引上げ追加分）（学校給食課）	平成32年度から 平成33年度まで	529
学校給食調理業務委託事業（与儀小学校）（平成28年度設定 消費税率引上げ追加分）（学校給食課）	平成32年度から 平成33年度まで	383

学校給食搬送業務委託事業（首里、大名、鏡原センター）（平成 29 年度設定 消費税率引上げ追加分）（学校給食課）	平成 32 年度から 平成 34 年度まで	1,634
学校給食調理業務委託事業（識名小学校）（平成 29 年度設定 消費税率引上げ追加分）（学校給食課）	平成 32 年度から 平成 34 年度まで	812
学校給食調理業務委託事業（城岳学校給食センター）（平成 29 年度設定 消費税率引上げ追加分）（学校給食課）	平成 32 年度から 平成 34 年度まで	1,105
学校給食調理業務委託事業（天久学校給食センター）（平成 29 年度設定 消費税率引上げ追加分）（学校給食課）	平成 32 年度	215
学校給食調理業務委託事業（銘苅学校給食センター）（平成 30 年度設定 消費税率引上げ追加分）（学校給食課）	平成 32 年度から 平成 35 年度まで	2,087
学校給食調理業務委託事業（上間学校給食センター）（平成 30 年度設定 消費税率引上げ追加分）（学校給食課）	平成 32 年度から 平成 35 年度まで	1,955
学校給食調理業務委託事業（鏡原学校給食センター）（平成 30 年度設定 消費税率引上げ追加分）（学校給食課）	平成 32 年度から 平成 35 年度まで	1,959

第 3 表 地方債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 庁舎建設事業	31,700	証書借入 又は証券 発行	年 5 % 以内（た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行った 後に おいて は、当 該見直 し後の 利率）	償還期間 は、据置 期間を 含め 30 年以内 とする。 償還方法 は、元利 均等、元 金均等 等による。 ただし、 財政の都 合により、 据置期間 中でも 繰上償還 し、償還 年限を 変更し、 又は借り 換える ことができ る。
2 公立文化施設整備事業	1,126,700			
3 病院事業貸付金	290,000			
4 道路整備事業	107,300			
5 都市計画事業	309,500			
6 都市公園整備事業	232,500			
7 市営住宅建設事業	970,900			
8 社会福祉施設整備事業	143,500			
9 消防施設整備事業	196,400			
10 教育施設整備事業	2,408,600			
11 公設市場再整備事業	56,800			
12 産業経済施設整備事業	154,800			
13 特定地域施設整備事業	833,400			
14 臨時財政対策債	3,495,000			
計	10,357,100			

## 那 覇 市 告 示 第 1 9 号

平成 31 年 4 月 1 日

平成31年（2019年）2月那覇市議会定例会で議決された平成31年度那覇市病院事業債管理特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成31年度那覇市病院事業債管理特別会計予算

平成31年度那覇市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ349,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入		349,001
	1 貸付金元利収入	349,001
歳 入 合 計		349,001

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		349,001
	1 公債費	349,001
歳 出 合 計		349,001

**那覇市告示第 20 号**

平成 31 年 4 月 1 日

那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 委託事務の名称 那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約
- 2 受託者の住所 浦添市字経塚 720 番地
- 3 受託者の名称 一般社団法人 沖縄県食品衛生協会  
会長 佐久本 武
- 4 委託期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

**那覇市告示第 21 号**

平成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年（2019 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 30 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 30 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 505,793 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,602,999 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康 保険税		5,649,875	118,506	5,768,381
	1 国民健康保険税	5,649,875	118,506	5,768,381
2 使用料及 び手数料		10,128	△558	9,570
	1 手数料	10,128	△558	9,570
5 県支出金		27,365,719	△292,830	27,072,889
	1 県負担金	27,365,718	△292,830	27,072,888
7 繰入金		3,471,091	1,471,533	4,942,624
	1 他会計繰入金	3,471,090	1,471,533	4,942,623
9 諸収入		1,914,623	△1,802,444	112,179
	1 延滞金加算金 及び過料	37,289	△6,752	30,537
	2 雑入	1,877,331	△1,795,692	81,639
歳 入 合 計		39,108,792	△505,793	38,602,999

## 歳 出

単位：千円

1 総務費		683,986	△12,788	671,198
	1 総務管理費	517,598	△12,788	504,810
	2 徴税費	76,069	0	76,069

2 保険給付費		26,035,820	△284,069	25,751,751
	1 療養諸費	21,980,326	△181,050	21,799,276
	2 高額療養費	3,745,025	△62,719	3,682,306
	4 出産育児諸費	300,468	△40,300	260,168
3 国民健康保険事業費納付金		10,851,445	0	10,851,445
	1 医療費給付分	8,077,487	0	8,077,487
	2 後期高齢者支援金等分	2,008,146	0	2,008,146
	3 介護納付金分	765,812	0	765,812
6 保健事業費		262,112	△11,418	250,694
	1 特定健康診査等事業費	240,520	△10,166	230,354
	2 保健事業費	21,592	△1,252	20,340
9 諸支出金		776,107	1,800	777,907
	1 償還金及び還付加算金	764,432	1,800	766,232
10 予備費		499,318	△199,318	300,000
	1 予備費	499,318	△199,318	300,000
歳 出 合 計		39,108,792	△505,793	38,602,999

## 那 覇 市 告 示 第 22 号

平 成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年（2019 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 30 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 30 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,810 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,399,383 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		668,732	△2,810	665,922
	1 一般会計繰入金	668,732	△2,810	665,922
歳 入 合 計		3,402,193	△2,810	3,399,383

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,354,967	△2,810	3,352,157
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,354,967	△2,810	3,352,157
歳 出 合 計		3,402,193	△2,810	3,399,383

那 覇 市 告 示 第 23 号  
平 成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年（2019 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 31 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 31 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

平成 31 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 39,043,660 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,533,841
	1 国民健康保険税	5,533,841
2 使用料及び手数料		8,824
	1 手数料	8,824
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1

4 県支出金		27,483,955
	1 県負担金	27,483,954
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		31
	1 財産運用収入	31
6 繰入金		4,436,255
	1 他会計繰入金	4,436,254
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,580,751
	1 延滞金加算金及び過料	26,991
	2 預金利子	3
	3 雑入	1,553,757
10 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳 入 合 計		39,043,660

## 歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		680,772
	1 総務管理費	519,427
	2 徴税費	75,807
	3 運営協議会費	724
	4 収納率向上特別対策事業費	45,607
	5 医療費適正化特別対策事業費	39,207
2 保険給付費		26,527,636
	1 療養諸費	22,440,137
	2 高額療養費	3,808,563
	3 移送費	501
	4 出産育児諸費	268,935

	5 葬祭諸費	9,500
3 国民健康保険事業費 納付金		10,986,330
	1 医療給付費分	8,009,970
	2 後期高齢者支援金等分	2,131,535
	3 介護納付金分	844,825
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 財政安定化基金拠出 金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費		275,868
	1 特定健康診査等事業費	238,604
	2 保健事業費	37,264
7 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
8 公債費		1
	1 財政安定化基金償還金	1
9 諸支出金		64,300
	1 償還金及び還付加算金	62,018
	2 繰出金	2
	3 指定公費の立替	2,280
10 予備費		508,750
	1 予備費	508,750
歳 出 合 計		39,043,660

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限度額
納税催告センター運営事業（国民健康保険課）	平成31年度から 平成35年度まで	30,706
納税催告センター運営事業（平成28年度設定 消費税引上げ追加分）（国民健康保険課）	平成32年度	34

## 那 覇 市 告 示 第 2 4 号

平 成 3 1 年 4 月 1 日

平成 31 年（2019 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 31 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 31 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

平成 31 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,397,091 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,749,987
	1 後期高齢者医療保険料	2,749,987
2 使用料及び手数料		564
	1 手数料	564
3 繰入金		637,598
	1 一般会計繰入金	637,598
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,941
	1 延滞金、加算金及び過料	781

	2 償還金及び還付加算金	8,126
	3 預金利子	1
	4 雑入	33
歳 入 合 計		3,397,091

## 歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		37,124
	1 総務管理費	23,542
	2 徴収費	13,582
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		3,351,841
	1 後期高齢者医療広域連合納 付金	3,351,841
3 諸支出金		8,126
	1 償還金及び還付加算金	8,125
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		3,397,091

## 那 覇 市 告 示 第 25 号

平成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年（2019 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 30 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 30 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ732,677千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,210,138千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		5,347,462	△97,079	5,250,383
	1 介護保険料	5,347,462	△97,079	5,250,383
3 国庫支出金		6,559,619	△251,052	6,308,567
	1 国庫負担金	4,372,710	△98,529	4,274,181
	2 国庫補助金	2,186,909	△152,523	2,034,386
4 支払基金交付金		6,708,431	△192,099	6,516,332
	1 支払基金交付金	6,708,431	△192,099	6,516,332
5 県支出金		3,593,736	△99,565	3,494,171
	1 県負担金	3,274,951	△72,563	3,202,388
	3 県補助金	318,784	△27,002	291,782
6 財産収入		85	171	256
	1 財産運用収入	85	171	256
7 繰入金		4,023,116	△94,454	3,928,662
	1 他会計繰入金	4,023,115	△94,454	3,928,661
9 諸収入		8,038	1,401	9,439
	1 延滞金、加算金及び過料	1,077	1,401	2,478
歳入合計		26,942,815	△732,677	26,210,138

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		683,229	△15,630	667,599
	1 総務管理費	387,340	△3,465	383,875
	2 徴収費	31,038	△665	30,373
	3 介護認定審査会費	264,851	△11,500	253,351
2 保険給付費		23,531,267	△526,438	23,004,829
	1 介護サービス等諸費	22,972,837	△447,932	22,524,905
	2 介護予防サービス等諸費	530,390	△71,154	459,236
	3 その他諸費	28,040	△7,352	20,688
4 基金積立金		253,148	167	253,315
	1 基金積立金	253,148	167	253,315
5 地域支援事業費		2,006,936	△190,776	1,816,160
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,189,026	△185,034	1,003,992
	3 包括的支援事業・任意事業費	692,109	△5,742	686,367
歳 出 合 計		26,942,815	△732,677	26,210,138

第2表 繰越明許費

単位:千円

款	項	事業名	金額
1 総務費			1,916
	1 総務管理費		1,916
		福祉空間整備事業費	1,916
合 計			1,916

## 那 覇 市 告 示 第 2 6 号

平成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年（2019 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 31 年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成31年度那覇市介護保険事業特別会計予算

平成 31 年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27,168,227 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円 5,440,966
	1 介護保険料	5,440,966
2 使用料及び手数料		1,980
	1 手数料	1,980
3 国庫支出金		6,605,424
	1 国庫負担金	4,544,794
	2 国庫補助金	2,060,630
4 支払基金交付金		6,905,723
	1 支払基金交付金	6,905,723
5 県支出金		3,850,648
	1 県負担金	3,383,335

	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	467,312
6 財産収入		110
	1 財産運用収入	110
7 繰入金		4,360,573
	1 他会計繰入金	4,360,572
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		2,800
	1 延滞金、加算金及び過料	1,973
	2 雑入	827
10 市債		1
	1 市債	1
11 サービス収入		1
	1 予防給付費収入	1
歳 入 合 計		27,168,227

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円
		874,564
	1 総務管理費	576,370
	2 徴収費	33,338
2 保険給付費		24,394,243
	1 介護サービス等諸費	23,884,707
	2 介護予防サービス等諸費	482,417
	3 その他諸費	27,119
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		112
	1 基金積立金	112
5 地域支援事業費		1,881,655
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,054,780
	2 一般介護予防事業費	123,166
	3 包括的支援事業・任意事業費	699,095
	4 その他諸費	4,614
6 諸支出金		17,652
	1 償還金及び還付加算金	17,651
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		27,168,227

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
緊急通報システム事業業務委託契約 (シルバーハウジング) (ちゃーがんじゅう課)	平成31年度から 平成34年度まで	3,957
リハビリふれあいデイサービス事業 (ちゃーがんじゅう課)	平成31年度から 平成34年度まで	116,208
8次なは高齢者プラン策定事業 (ち ゃーがんじゅう課)	平成31年度から 平成32年度まで	4,488
在宅医療・介護連携推進事業 (平成 29年度設定 消費税率引上げ追加分 ) (ちゃーがんじゅう課)	平成32年度から 平成33年度まで	970
地域包括支援センター支援システム 等導入事業 (平成29年度設定 消費 税率引上げ追加分) (ちゃーがんじ ゅう課)	平成32年度から 平成34年度まで	216

## 那 覇 市 告 示 第 27 号

平成 31 年 4 月 1 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき平成31年4月1日付け次のように指定した。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療の 種類
かえで薬局 那覇市首里崎山町4丁目195番 地55 1F	島袋 忠博	育成医療・ 更生医療

## 那 覇 市 告 示 第 28 号

平成 31 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
のぶ内科クリニック	前原 信人	平成 31 年 2 月 15 日
那覇市長田 1-24-26 1 F		
城北デンタルクリニック	仲宗根 剛	平成 31 年 3 月 8 日
那覇市首里平良町 2-4		
宮里歯科医院	知念 ありさ	平成 31 年 3 月 1 日
那覇市泉崎 1-19-17 2階		
かえで薬局	島袋 忠博	平成 31 年 3 月 1 日
那覇市首里崎山町 4-195-55 1階		

## 那 覇 市 告 示 第 29 号

平成 31 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
かなさん訪問看護ステーション		平成 30 年 6 月 1 日
所在地	那覇市国場 1167-2 仲村ハイツ 101 号 (那覇市安謝 1-22-56 M'sハウス 101)	

## 那 覇 市 告 示 第 30 号

平成 31 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
又吉小児科	又吉 康博	平成 31 年 3 月 16 日
那覇市壺屋 1 丁目 27 番 11 号 グランドールまえ城 1 階		
日本調剤久茂地薬局	日本調剤株式会社	平成 30 年 12 月 31 日
那覇市久茂地 3 丁目 16 番 1 号		

## 那 覇 市 告 示 第 31 号

平成 31 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 ( 変 更 前 )	
かなさん訪問看護ステーション		平成 30 年 6 月 1 日
所在地	那覇市国場 1167-2 仲村ハイツ 101 号 (那覇市安謝 1-22-56 M's ハウス 101)	

## 那 覇 市 告 示 第 3 2 号

平 成 3 1 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
日本調剤久茂地薬局 (介護予防居宅療養管理指導、居宅療養管理指導)	平成31年3月31日
那覇市久茂地3丁目16番1号	

那 覇 市 告 示 第 33 号  
平 成 31 年 4 月 1 日

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 汚 染 さ れ て い る 区 域 の 指 定 に つ い て

土 壌 汚 染 対 策 法（平 成 14 年 法 律 第 53 号）第 11 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り、土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域（以 下「形 質 変 更 時 要 届 出 区 域」とい う。）を 指 定 す る の で、同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 6 条 第 2 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 告 示 す る。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 別 図 の と お り（那 覇 市 字 安 謝 619 番 32、619 番 33、619 番 34、619 番 35、619 番 67 地 内）
- 2 土 壌 汚 染 対 策 法 施 行 規 則（平 成 14 年 環 境 省 令 第 29 号）第 31 条 第 1 項 の 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類 鉛 及 び そ の 化 合 物、六 価 ク ロ ム 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 汚 染 対 策 法 施 行 規 則（平 成 14 年 環 境 省 令 第 29 号）第 31 条 第 2 項 の 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類 鉛 及 び そ の 化 合 物

別 図



## 那 覇 市 告 示 第 3 4 号

平 成 3 1 年 4 月 1 日

## 平成 31 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年那覇市条例第 15 号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 31 年度那覇市一般廃棄物処理実施計画

## はじめに

## 1 計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条に基づき、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年那覇市条例第 15 号。以下「条例」という。）及び「那覇市一般廃棄物処理基本計画」の方針に従って一般廃棄物の処理を実施するにあたり、ごみの発生・排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、及びし尿・浄化槽汚泥の処理に関する本年度の計画を定めるものである。

## 2 対象区域

本計画の対象区域は、那覇市内全域とする。（米軍基地を除く。）

## 3 計画の範囲

本計画において、本市が処理する一般廃棄物は、市内で発生するごみ及びし尿・浄化槽汚泥とする。また、ごみは、一般家庭の日常生活等から発生する「生活系ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

## 4 計画期間

2019（平成 31）年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで

## 5 処理計画

区分	処理量	搬入施設
燃やすごみ	89,600 t	那覇・南風原クリーンセンター

燃やさないごみ (有害・危険ごみを含む)	2,323 t	那覇・南風原クリーンセンター
粗大ごみ	1,601 t	那覇・南風原クリーンセンター
資源化物	11,030 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設
適正処理困難物	159 t	エコマール那覇リサイクル棟・プラザ棟
拠点回収	164 t	エコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設
使用済小型電子機器	6 t	株式会社拓琉金属
し尿・浄化槽汚泥	5,105 kl	那覇市し尿等下水道放流施設

## 1 章 ごみ処理

### 1 ごみの発生・排出抑制、及び減量・資源化計画

#### (1) 基本方針（4Rの推進）

持続可能な循環型社会を構築するため、ごみを減らす行動理念である4R（Refuse（リフューズ）：不要なものは断る、Reduce（リデュース）：減量する、Reuse（リユース）：再使用する、Recycle（リサイクル）：再生利用する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の促進のため次の取り組みを行う。

##### ① 広報・啓発

5月30日（ごみゼロの日）と関連付けて、ごみの減量・資源化を中心とした環境に関する広報・啓発を行い、市民のごみ問題への意識の高揚及び4Rの周知を図る。

##### ② 4R推進コンクール・環境絵日記コンテスト

ごみの減量及び資源化について考え、4Rを主体的に実践してもらうことを目的として、市内の小・中学生を対象としたコンクール等を実施する。

また、コンクール等に応募し提出された作品を一般市民に展示・公開し、あわせてごみ減量・資源化をテーマとした啓発イベントを行うことで、4Rの周知・推進を図る。

##### ③ エコマール那覇プラザ棟内啓発推進事業

エコマール那覇プラザ棟を拠点に、市民団体と協働して啓発事業を実施し、市民のごみ問題への意識の高揚と積極的なごみ減量・資源化への取り組みを促すことにより4Rの推進を図る。

##### ④ 環境教育（買い物ゲーム）

市内の小学校4年生を対象として、総合学習の授業でごみ減量体験型学習プログラムを実施することにより、ごみ減量・資源化に対する意識啓発を図り4Rを推進する。

## (2) ごみの減量・資源化計画

## ① 生活系ごみ

## ア ごみの分別

一般家庭のごみは、6区分14種類分別（燃やすごみ、燃やさないごみ（使用済小型電子機器（以下「小型家電」という。）・その他）、粗大ごみ、資源化物（缶・びん・ペットボトル・古紙・古布・草木）、有害・危険ごみ（有害ごみ・危険ごみ・乾電池）、廃スプリング入り製品）とし、分別の種類及び方法は「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。

## イ 雑がみの分別と資源化の推進

資源化物である雑がみの分別・資源化を促進し、ごみ減量の推進を図る。

## ウ 生ごみの発生・排出抑制と減量化・資源化の推進

食材の過剰購入や作りすぎ等による生ごみの発生・排出抑制や、ごみとして排出する際の水切りの徹底等の広報啓発、また、生ごみ処理機器の購入支援による減量及び資源化の推進を図る。

## エ 家庭ごみ有料化制度の実施

市が収集する生活系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみの処理を有料化することで、市民のごみを排出する際のコスト意識の啓発を図り、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

## オ 適正処理困難一般廃棄物の処理について

条例第20条及び同規則第2条により指定した適正処理困難物は、製造業者及び販売業者への製造責任による適正処理を推進する。

適正処理困難物のうち、廃スプリング入りマットレスや廃スプリング入りソファ等（以下「廃スプリング入り製品」という。）については、国による適正処理ルートが確立されるまでの間、市で収集及び処理を行うが、当該処理に係る費用は原則、排出者の全額負担とする。

## カ 拠点回収事業

家庭から排出される資源化物のうち、無断持ち去りが頻発している缶・古紙について、拠点回収する地域の団体に対し奨励金を交付することにより、資源化物の無断持ち去りを防止し、民間団体の資源化活動を促進させ、ごみの減量及び資源化の推進を図る。

## キ 店頭回収の推進

食品トレイ等は、店頭回収しているスーパーマーケット等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、販売事業者による資源化を促進する。

## ク 広報・啓発

## (ア) 市で収集するごみについて

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）を作成し、全戸配布するとともに、市外からの転入者には、より詳細なパンフレット等も配付する。

## (イ) 市で収集・処理しないごみについて

次に掲げる品目がごみとなった場合は、市での収集・処理を行わないが、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図るものとする。

- a 特定家庭用機器再生商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、及びエアコン）
  - b パソコン
  - c リサイクルシステムが構築されているボタン電池、充電式電池、消火器、オートバイ等
- (ウ) 宅配便回収について  
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく認定事業者であるリネットジャパン株式会社（認定第24号）が実施する小型家電の自宅からの宅配便回収について、制度の周知を図り、パソコンその他の小型家電の再資源化の促進を図る。
- ケ リフォームごみについて  
日曜大工及び自ら自宅をリフォームする際に発生した建築廃材等については、原則、事前受付制とし、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、廃棄物区分の確認を行ったうえで、一般廃棄物として判断されたものについては、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。
- コ 地域清掃について  
自治会、ボランティア団体、NPO等が実施する地域清掃（道路ボランティア含む）によるごみについては、一般家庭のごみに準じた分別区分とし、収集を実施する。
- サ 草木の例外処理について  
台風・大雨等により一時期に大量に発生したため処理が困難となった草木、異物混入等により資源化が困難な草木については、資源化の対象とせず、焼却処理を行う。

## ② 事業系ごみ

### ア ごみの分別

事業所ごみは、法第2条第2項に規定する一般廃棄物の範囲内において、2区分5種類分別（燃やすごみ（資源化できない紙類・生ごみ（以下「食品残渣」という。）・木製品）、資源化物（古紙・草木））とし、「事業系ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。ただし、従業員の生活活動に伴い排出されるプラスチック製容器包装は燃やすごみとして、缶、びん、ペットボトルは資源化物として分別し排出することができるものとする。

### イ 事業系古紙の分別と資源化の推進

事業系古紙（機密文書及び雑がみを含む）は、分別及び資源化を推進するとともに、資源化が可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

### ウ 草木の分別と資源化の推進

事業活動に伴い発生する草木は、分別及び資源化を推進するとともに、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

エ 食品残渣の発生・排出抑制と減量化・資源化の推進

食品ロス削減の観点から、食べきり運動や廃棄前の食品の有効活用を行えるよう、発生・排出抑制に係る取り組みを行う。

食品残渣として排出する場合は、水切りの徹底等による減量化を啓発するとともに、食品リサイクルを推進するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の取り組み義務の対象とならない事業者に対しても、飼料化又は肥料化等の再生利用事業者の紹介を行い、資源化の促進を図る。

オ 事業所訪問

大規模事業所等に対する一般廃棄物減量化計画書の作成指導を継続し、個別訪問による分別状況の把握及び適正処理の指導を徹底するとともに、その他の事業所についても必要に応じ訪問調査等により実態把握を行い、適正処理の指導を行うことにより事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

カ 搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。

キ 資源化物処理ルート of 拡充

再生利用が可能な食品残渣及び草木については、品目限定許可の拡充を図り、ごみの減量・資源化を推進する。

ク 広報・啓発

適正なごみの分別と排出方法を周知するため、「事業系ごみの分け方・出し方」（チラシ）を作成し、各事業所への配付を行う。

ケ リフォームごみについて

自ら事業所をリフォームする際に発生した建築廃材等については、原則、事前受付制とし、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、廃棄物区分の確認を行ったうえで、一般廃棄物として判断されたものについて、那覇・南風原クリーンセンターへの受入れ調整を行う。

2 収集・運搬計画

(1) ごみ区分ごとの収集・運搬量（単位：トン）

①計画収集

ア 生活系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	7,437
	委託業者		35,221
	直接持込		8,614
	許可業者		7,846
	市 民		768
燃やさないごみ (有害・危険ごみ含む)	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	293
	委託業者		1,304

	直接持込		726
	許可業者		407
	市 民		319
粗大ごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	104
	委託業者		535
	直接持込・市民		962
資源化物	直 営	エコマール那覇リ サイクル棟及び市 長の指定する民間 資源化施設	1,754
	委託業者		6,540
	直接持込		1,063
	許可業者		405
	市 民		658
適正処理困難物(廃ス プリング入り製品)	直 営	エコマール那覇リ サイクル棟・プラ ザ棟	16
	委託業者		86
	直接持込		57
	許可業者		4
	市 民		53

イ 事業系ごみ

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
燃やすごみ	直接持込	那覇・南風原 クリーンセンター	37,663
	許可業者		37,248
	事 業 者		415
資源化物 (古紙・草木を除く)	直接持込	エコマール那覇 リサイクル棟	1,874
	許可業者		1,826
	事 業 者		48

②その他（直接資源化等）

性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
資源化物 (缶、古紙)	拠点回収	エコマール那覇リ サイクル棟及び市 長の指定する民間 資源化施設	164
小型家電 (パソコンを含む)	宅配便回収	株式会社拓琉金属 (小型家電リサイ クル法認定事業者 認定第28号)	6

## (2) 収集・運搬方法

### ①生活系ごみ

- ア 生活系ごみは、直営と委託業者により市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。なお、定日収集により難い一部の集合住宅等については、法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）が収集する。
- イ 一戸建て世帯は各家庭の門口で収集し、団地・アパート等の場合は敷地内の所定の場所で収集する。
- ウ 分別されたごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源化物、有害ごみ、危険ごみ及び乾電池については、定日収集により行う。粗大ごみ及び廃スプリング入り製品は電話受け付けにより収集日を指定する。  
収集するごみの種類及び収集日等については、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」（チラシ）において定めるものとする。
- エ 直接持込とは、市民自ら車両を運転し、又は市民から委託を受けた許可業者が、直接中間処理施設へごみを搬入することをいう。
- オ 引っ越し等により多量に排出されるごみは、排出者自ら、又は許可業者に委託して、中間処理施設に搬入しなければならない。
- カ 事業の用に供さない空き家及び空き地、墓地等の清掃に伴う草木は、市民がエコマール那覇リサイクル棟へ直接持込又は許可業者へ委託若しくは自己処理（各自で家庭へ持ち帰り、分別をして出す等の対応）しなければならない。
- キ 在宅医療系廃棄物のうち非鋭利な物については、平成17年9月8日付け環廃対発050908003号・環廃産発050908001号の環境省通知を踏まえ、安全に取り扱うことができ、感染の可能性が低いものについては、市が生活系ごみとして処理する。
- ク 市民が排出した資源化物を無断で持ち去ることを禁止し、禁止行為違反者に対し、行政指導及び行政処分を科すことで、適正な定日収集を推進する。
- ケ 地域清掃によるごみについては、電話受け付けにより収集日を指定する。
- コ 廃スプリング入り製品は、エコマール那覇プラザ棟において選別・一時保管を行い、スプリングを除いた選別残渣は那覇・南風原クリーンセンターへ搬入する。

### ②事業系ごみ

事業活動に伴って生じる事業系ごみは、法第3条及び条例第3条に基づき、事業者自ら処理するか、又は、許可業者へ委託して適正に処理しなければならない。

## (3) 収集・運搬体制

### ①生活系ごみ

#### ア 定日収集

生活系ごみの定日収集は、9つの区域に分け、直営及び次の委託業者で行う。

名称	代表者	所在地
(有)那覇クリーンサービス	崎濱 秀樹	那覇市港町2丁目13番14号
(有)那覇東クリーン	仲宗根 朗	那覇市首里汀良町3丁目69番4号
(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地157番地

### イ アシスト収集

ごみを門口まで持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある方に対し、戸別訪問による収集を実施する。

#### ②事業系ごみ

事業者自ら運搬するか、又は、許可業者へ委託して行う。  
(許可業者一覧（別紙1のとおり）)

## 3 中間処理計画

### (1) 基本方針

衛生的で安全・快適な生活環境を保つためには、安定的かつ安心して処理できる体制の整備が必要である。また、焼却に伴う熱エネルギーの積極的な回収利用を図るとともに、焼却残渣を資源化する。

### (2) ごみ処理

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池及び廃スプリング入り製品の選別残渣については、那覇市と南風原町で組織する「那覇市・南風原町環境施設組合」の那覇・南風原クリーンセンターにおいて処理する。

資源化物はエコマール那覇リサイクル棟及び市長の指定する民間資源化施設において処理又は直接資源化を行う。

那覇・南風原クリーンセンターにおいては、破碎選別施設で鉄・アルミの選別して資源化を行うほか、焼却処理後に灰溶融炉でスラグ・メタルを生成し、資源化を行い、最終処分量の減量化を図る。

### (3) 処理施設一覧

施設区分		中間処理施設（委託含む）	備考
焼 却 施 設	施設名	那覇・南風原クリーンセンター	ごみの 焼却に より発 電を行 い、施 設内の電
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地	
	開設	平成18年4月	
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉(廃熱ボイラー付)、電気式灰溶融炉、破碎選別施設	

	焼却能力	450 t/日 (150 t/日×3炉)	力をまかない、余剰電力は売却する。
	灰溶融炉	52 t/日 (26 t/日×2炉)	
	破碎選別	39 t/5H (粗大ごみ6 t/5H、不燃ごみ33 t/5H)	
	処理対象	燃やすごみ (廃スプリング入り製品の選別残渣含む)、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、危険ごみ、乾電池	
	発電容量	8,000kw	
資源化施設	施設名	エコマール那覇リサイクル棟	古紙は、市長の指定する民間資源化施設へ直接搬入する。
	所在地	沖縄県島尻郡南風原町字新川 655 番地	
	開設	平成 23 年 4 月	
	主要設備	プラットホーム、供給コンベア、破集破袋、磁選機、圧縮機、圧縮梱包機器	
	処理能力	53 t/日	
	処理対象	缶、びん、ペットボトル、古布、草木	

#### 4 最終処分計画

那覇・南風原クリーンセンターでの中間処理において、資源化物を回収・生成した後に出る処理飛灰・溶融不適物・溶融処理残渣等については、海面最終処分場にて埋立て処理し、処分場内の海水は環境に負荷が少ないよう余水処理施設にて処理する。余水処理施設で処理したきれいな水は外海へ放流する。

#### 最終処分施設

施設名	那覇エコアイランド
所在地	那覇市港町4丁目3番6の地先
敷地面積	約 2.7ha
埋立容量	約 107,000 m <sup>3</sup>
水処理施設 処理能力	90 m <sup>3</sup> /日
処理方式	流入調整＋第1凝集沈殿処理（カルシウム凝集）＋生物処理（硝化・脱窒・再ばっ気）＋第2凝集沈殿処理＋高度処理（砂ろ過・活性炭吸着）＋消毒放流設備
護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地番改良

## 2章 し尿及び浄化槽汚泥処理

し尿及び浄化槽汚泥については、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定に基づき市長が許可した浄化槽清掃業者による定期的な衛生管理を推進し、法第 7 条第 1 項の規定に基づき市長が許可した一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）収集運搬業者による収集・運搬体制をとる。

中間処理は、那覇市し尿等下水道放流施設において処理する。

## 1 し尿・浄化槽汚泥量

単位：k l

区分	搬入施設	搬入量
し尿	那覇市し尿等下水道放流施設	2,055
浄化槽汚泥		3,050

## 2 収集運搬計画

## (1) 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可番号	会社名	代表者名	住所地
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

## (2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可番号	会社名又は氏名	代表者名	住所地
2	大城 秀吉		那覇市与儀 2-4-7
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山 675
9	富本 祐昌		南城市大里字仲間 1024-6
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市字真地 157

## 3 中間処理計画

施設名	那覇市し尿等下水道放流施設
所在地	沖縄県浦添市伊奈武瀬 1 丁目 5 番 11 号
面積	敷地面積：2,249 m <sup>2</sup> 、建築面積：548 m <sup>2</sup> 、延床面積 1,300 m <sup>2</sup>
処理方式	前処理・固液分離・希釈下水道放流方式
処理能力	32k1/日（し尿・浄化槽汚泥：24k1、下水道清掃汚泥：8k1）

## 別紙1 許可業者一覧

## 1 ごみ

許可番号に続いて付されている「●・◆・★」は、それぞれ次の許可又は取扱いが可能であることを示している。

●印は草木の許可を受けていること。

◆印は食品残渣の許可を受けていること。

★印は特別管理一般廃棄物の取扱いが可能であること。

## 個人 25 業者

許可番号	氏名	所在地	許可番号	氏名	所在地
5	祖平 愛也	那覇市具志 3-32-26	28	兼濱 康喜	那覇市字国 場 254-1
7	大城 睦子	那覇市港町 2-2-3	32●	伊良波 哲	宜野湾市愛 知 2-6-23
9	佐久川 政則	那覇市首里 山川町 2-107	35	伊佐 真亜	那覇市首里 鳥堀町 4 -130-1
10	上原 直美	那覇市首里 末吉町 4-5-1	37	上原 民智	那覇市首里 石嶺町 2 -52
11	上原 正和	那覇市具志 3-12-3	39●	宮城 みゆき	南城市大里 字嶺井 515-6
16	伊野波 盛俊	那覇市真嘉 比	43	棚原 敏彦	豊見城市字 座安 301
17	大城 尋光	浦添市西原 6-15-1	46	上原 勝	那覇市高良 2-15-58
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経 塚 176-4	47	新里 靖美	南城市大里 字大里 1624
19	松原 秀明	那覇市字松 川 524-1	55●	普天間 里恵子	南城市大里 字高平 722-5
20	栗國 恒男	浦添市字経 塚 811-60	60	上田 長廣	浦添市字大 平 374
23	城間 美佐江	那覇市松島 1-9-21	64	福里 清	那覇市首里 石嶺町 2-65
25	平良 義勝	西原町字池 田 371-22	65	金城 隆幸	浦添市伊祖 3-9-17
26	玉城 正	南城市大里 字大里 807			

## 法人 28社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
1●	(有)宮國清掃	宮國 勝博	浦添市字前田 862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稲嶺 1459-1
3	(株)ゆい清掃	友利 清子	那覇市首里末吉町 3-120-30
6●	(株)クリーンアップ福	仲眞 典子	那覇市首里大名町 2-91
8● ★	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良 28
21	(株)廣	根間 良明	浦添市伊祖 1-22-3
22●	(株)タマキクリーン	仲村 孝枝	南城市大里字高平 131-18
24	(株)SUNクリーン	金城 通夫	那覇市首里石嶺町 4-411
27	(同)花城クリーン	花城 利彦	那覇市古波蔵 2-18-3
31●	(有)三友	金城 和良	那覇市西 1-3-13
33●	(有)那覇相互清掃	梅本 祐司	那覇市字国場 1171-1
34●	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井真 321-4
40	(株)大輪産業	根間 大輔	那覇市古島 1-7-31
48	(同)明進環境整美	大城 勝	南城市大里字仲間 7-23
49●	(株)タイホウエコクリーン	根間 正明	那覇市真嘉比 2-20-2
50	(株)共栄環境	下田 美智代	南風原町字大名 107-1
51	(株)カワカミ	川上 博敏	浦添市当山 2-32-22
53●	(株)吉浜クリーン開発	吉浜 克之	那覇市松川 2-11-15
54	(同)エコライフ	前門 清人	那覇市松川 1-12-27
56●	吉浜エコサービス(株)	垣花 秀樹	豊見城市与根 210-4
58	(有)那覇環境サービス	伊計 盛領	那覇市泊 3-1-17
59● ◆	(株)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 150
61●	(株)やすもと	安元 良美	浦添市字経塚 811-51
62●	(株)タイラ産業	平良 夏毅	豊見城市字金良 12
63●	(株)光環境サービス	銘苺 茂光	南城市大里字古堅 1011-3
66	(有)都市清掃社	石川 吉雄	那覇市首里石嶺町 2-167-12
67	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田 1-15-18
68●	友平衛生社(有)	友利 久雄	豊見城市字金良 99-4

## 2 品目限定許可

## (1) 自衛隊基地から排出される草木 1社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3

## (2) 自衛隊基地及び事業者から排出される草木 5社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
109	(株)グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根 489-2
110	(株)とみしろ建材	知念 直志	豊見城市字高安 558-8
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
114	(株)美玉開発	照屋 盛夫	那覇市字仲井真 356-1
115	(有)沖縄クリーン工業	前田 勝也	那覇市久茂地 3-29-41

## (3) 食品残渣 個人1業者、法人5社

許可 番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
121	(株)グリーンエイト	諸見里 純子	八重瀬町字具志頭 1364
122	(資)オキスイ	宮城 建太	沖縄市知花 6-23-7
124	仲本 賢正		中城村字奥間 971-3
126	(有)あらぐさ	前田 亘	八重瀬町字宣次 218-1
128	(有)沖縄化製工業	岸本 勇	南城市大里字大城 1927

## (4) 廃スプリング入り製品 2社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205-3
114	(株)美玉開発	照屋 盛夫	那覇市字仲井真 356-1

## 那 覇 市 告 示 第 3 5 号

平 成 3 1 年 4 月 1 日

平成31年（2019年）2月那覇市議会定例会で議決された平成30年度那覇市土地  
区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成30年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定  
めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,372千円を追加し、歳入  
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,020千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入  
歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 財産収入		4	10	14
	1 真嘉比古島第二財 産運用収入	1	1	2
	2 真嘉比古島第一地 区財産運用収入	3	9	12
3 繰入金		11,459	△3,148	8,311
	2 真嘉比古島第二繰 入金	9,049	△3,148	5,901
4 繰越金		4	15,510	15,514
	1 総務管理繰越金	1	767	768
	2 真嘉比古島第一地 区繰越金	1	495	496
	3 壺川繰越金	1	41	42
	4 真嘉比古島第二繰 越金	1	14,207	14,208
歳 入 合 計		22,648	12,372	35,020

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理総務費		千円 4,288	千円 15,510	千円 19,798
	1 総務管理費	4,288	15,510	19,798
2 土地区画整理事業費		6,832	△3,148	3,684
	1 真嘉比古島第二土地区画整理費	6,832	△3,148	3,684
4 基金積立金		4,593	10	4,603
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	3	9	12
	2 真嘉比古島第二基金積立金	4,590	1	4,591
歳 出 合 計		22,648	12,372	35,020

## 那 覇 市 告 示 第 36 号

平成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年（2019 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 30 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 30 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 68,194 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,336,342 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 698,850	千円 △10,983	千円 687,867
	1 国庫補助金	698,850	△10,983	687,867
2 繰入金		279,505	△8,794	270,711
	1 一般会計繰入金	279,505	△8,794	270,711
3 繰越金		1	533	534
	1 繰越金	1	533	534
4 市債		384,700	△13,000	371,700
	1 市債	384,700	△13,000	371,700
5 県支出金		41,480	△35,950	5,530
	1 県補助金	41,480	△35,950	5,530
歳 入 合 計		1,404,536	△68,194	1,336,342

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市再開発 事業費		千円 1,188,803	千円 △60,900	千円 1,127,903
	1 都市再開発 事業費	1,188,803	△60,900	1,127,903
2 公債費		215,733	△7,294	208,439
	1 公債費	215,733	△7,294	208,439
歳 出 合 計		1,404,536	△68,194	1,336,342

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 都市再開発 事業費			千円 736,507
	1 都市再開発事業 費		736,507
		農連市場地区市街地再開発事業 (防災街区整備事業)	736,507
合 計			736,507

第3表 地方債補正  
変更

単位：千円

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 都市再開発事業	384,700	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	371,700	補正前に同じ		

那 覇 市 告 示 第 37 号

平成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年（2019 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 31 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成31年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成 31 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,661千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 真嘉比古島第二地区手数料	1
2 財産収入		6
	1 真嘉比古島第二財産運用収入	1
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	5
3 繰入金		7,452
	1 総務管理繰入金	3,323
	2 真嘉比古島第二繰入金	3,809
	3 基金繰入金	320
4 繰越金		4
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	1
	3 壺川繰越金	1
	4 真嘉比古島第二繰越金	1
5 諸収入		2
	1 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	3 真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料	1
6 保留地処分金		4,589
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	4,589
7 清算徴収金		5,606
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	667
	3 真嘉比古島第二地区清算徴収金	4,939
歳 入 合 計		17,661

## 歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 7,474
	1 総務管理費	7,474
2 土地区画整理事業費		2,209
	1 真嘉比古島第二土地区画整理費	2,209
3 清算費		1,463
	1 真嘉比古島第二地区清算費	1,463
4 基金積立金		4,595
	1 真嘉比古島第一地区基金積立金	5
	2 真嘉比古島第二基金積立金	4,590
5 公債費		1,920
	1 公債費	1,920
歳 出 合 計		17,661

## 那 覇 市 告 示 第 38 号

平成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年（2019 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 31 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 31 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

平成 31 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,499,992 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 504,475
	1 国庫補助金	504,475
2 繰入金		312,136
	1 一般会計繰入金	312,136
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		365,900
	1 市債	365,900
5 県支出金		317,480
	1 県補助金	317,480
歳 入 合 計		1,499,992

歳 出

款	項	金 額
1 都市再開発事業費		千円 1,243,452
	1 都市再開発事業費	1,243,452
2 公債費		256,540
	1 公債費	256,540
歳 出 合 計		1,499,992

第2表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 都市再開発事業	365,900	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、

				償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	365,900			

## 那 覇 市 告 示 第 39 号

平成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年（2019 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 30 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 30 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 30 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 30 年度那覇市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入				
第 1 款	水道事業収益	8,432,893 千円	△70,405 千円	8,362,488 千円
第 1 項	営業収益	7,851,361 千円	△17,309 千円	7,834,052 千円
第 2 項	営業外収益	581,531 千円	△53,126 千円	528,405 千円
第 3 項	特別利益	1 千円	30 千円	31 千円
支 出				
第 1 款	水道事業費用	7,663,262 千円	△305,951 千円	7,357,311 千円
第 1 項	営業費用	7,443,756 千円	△284,033 千円	7,159,723 千円
第 2 項	営業外費用	198,106 千円	△21,918 千円	176,188 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,327,105千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,114千円、減債積立金276,043千円、建設改良積立金786,802千円及び過年度分損益勘定留保資金213,146千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,346,825千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額74,579千円、減債積立金276,043千円、建設改良積立金783,455千円及び過年度分損益勘定留保資金212,748千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第1款	資本的収入	339,633千円	△72,610千円	267,023千円
第2項	他会計負担金	29,451千円	△9,406千円	20,045千円
第3項	その他資本的収入	85,182千円	△63,204千円	21,978千円
		支 出		
第1款	資本的支出	1,666,738千円	△52,890千円	1,613,848千円
第1項	建設改良費	1,177,549千円	△52,492千円	1,125,057千円
第3項	投資	200,000千円	△398千円	199,602千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	1,046,029千円	△155,480千円	890,549千円

（たな卸資産購入限度額）

第5条 予算第8条中「58,665千円」を「35,964千円」に改める。

那 覇 市 告 示 第 4 0 号

平成 31 年 4 月 1 日

平成31年（2019年）2月那覇市議会定例会で議決された平成30年度那覇市下水道事業会計補正予算（第2号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度那覇市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度那覇市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に  
定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入				
第1款	下水道事業 収益	5,533,044千円	△11,090千円	5,521,954千円
第1項	営業収益	4,277,853千円	4,834千円	4,282,687千円
第2項	営業外収益	1,254,713千円	△37,160千円	1,217,553千円
第3項	特別利益	478千円	21,236千円	21,714千円
支 出				
第1款	下水道事業 費用	5,150,611千円	△132,460千円	5,018,151千円
第1項	営業費用	4,773,898千円	△150,805千円	4,623,093千円
第2項	営業外費用	354,726千円	10,037千円	364,763千円
第3項	特別損失	1,987千円	8,308千円	10,295千円

## (資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額  
935,534千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,460千円、過  
年度分損益勘定留保資金631,849千円及び当年度分損益勘定留保資金274,225千  
円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額933,621千円は当年度分  
消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,620千円、減債積立金554,516千円、  
過年度分損益勘定留保資金81,194千円及び当年度分損益勘定留保資金279,291  
千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
収 入				
第1款	資本的収入	2,004,410千円	△559,402千円	1,445,008千円
第1項	企業債	785,700千円	△217,800千円	567,900千円
第2項	補助金	783,400千円	△312,626千円	470,774千円
第3項	他会計負担 金	433,717千円	△29,738千円	403,979千円
第4項	その他資本 的収入	1,593千円	762千円	2,355千円
支 出				
第1款	資本的支出	2,939,944千円	△561,315千円	2,378,629千円
第1項	建設改良費	1,878,027千円	△559,815千円	1,318,212千円
第3項	投資	4,000千円	△1,500千円	2,500千円

## (企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	520,400千円	△206,700千円	313,700千円
流域下水道事業	265,300千円	△11,100千円	254,200千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	450,583 千円	△66,938 千円	383,645 千円

那 覇 市 告 示 第 4 1 号

平成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年（2019 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 31 年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 31 年度那覇市水道事業会計予算

（総則）

第1条 平成 31 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数	169,000 戸
（2）年間総配水量	38,950,000 m <sup>3</sup>
（3）一日平均配水量	106,420 m <sup>3</sup>
（4）主な建設改良事業	
水道施設整備事業	553,607 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	8,363,211 千円
第1項	営業収益	7,763,814 千円
第2項	営業外収益	599,396 千円
第3項	特別利益	1 千円

## 支 出

第1款 水道事業費用	7,863,648 千円
第1項 営業費用	7,677,570 千円
第2項 営業外費用	164,678 千円
第3項 特別損失	1,400 千円
第4項 予備費	20,000 千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額955,922千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,615千円、減債積立金257,159千円、建設改良積立金439,147千円及び過年度分損益勘定留保資金205,001千円で補てんするものとする。)

## 収 入

第1款 資本的収入	238,958 千円
第1項 補助金	145,000 千円
第2項 他会計負担金	26,916 千円
第3項 その他資本的収入	67,042 千円

## 支 出

第1款 資本的支出	1,194,880 千円
第1項 建設改良費	732,720 千円
第2項 企業債償還金	257,159 千円
第3項 投資	200,000 千円
第4項 その他資本的支出	1 千円
第5項 予備費	5,000 千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
定期水質検査業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	19,210千円
上水道施設維持管理等業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	53,567千円
自家用電気工作物保安管理業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	1,106千円
非常用自家発電機設備保守点検業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	1,575千円

消防用設備保守点検業務委託	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	376千円
無線電話設備保守点検業務委託	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	283千円
マッピングシステム保守及びデータ更新支援業務委託	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	6,038千円
水道修繕跡アスファルト舗装復旧工事	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	46,000千円
設計積算システムソフトウェア保守業務委託	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	497千円
量水器取替業務委託	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	30,258千円
料金調定システムサーバー機器保守委託	平成 32 年度	643千円
料金調定システムバックアップサーバー機器保守委託	平成 32 年度	109千円
駐車場機器賃借料	平成 32 年度から 平成 36 年度まで	33,325千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 927,933 千円

（2）交際費 56 千円

（たな卸資産購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、112,353 千円と定める。

## 那 覇 市 告 示 第 4 2 号

平成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年（2019 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 31 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 31 年度那覇市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 31 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)使用戸数	157,500 戸
(2)年間総排水量	36,032,080 m <sup>3</sup>
(3)一日平均排水量	98,448 m <sup>3</sup>
(4)主要な建設改良事業	
公共下水道整備事業	1,099,167 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	5,542,455 千円
第 1 項 営業収益	4,309,947 千円
第 2 項 営業外収益	1,232,030 千円
第 3 項 特別利益	478 千円
支 出	
第 1 款 下水道事業費用	5,153,402 千円
第 1 項 営業費用	4,823,442 千円
第 2 項 営業外費用	307,973 千円
第 3 項 特別損失	1,987 千円
第 4 項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 886,175 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本

的収支調整額 60,978 千円、過年度分損益勘定留保資金 542,428 千円及び当年度分損益勘定留保資金 282,769 千円で補てんするものとする。)

### 収 入

第1款 資本的収入	1,772,815 千円
第1項 企業債	785,000 千円
第2項 補助金	637,060 千円
第3項 他会計負担金	349,272 千円
第4項 その他資本的収入	1,483 千円

### 支 出

第1款 資本的支出	2,658,990 千円
第1項 建設改良費	1,665,521 千円
第2項 企業債償還金	984,469 千円
第3項 投資	4,000 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
平成 32 年度ポンプ場電気保安管理業務委託	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	910 千円
平成 32 年度ポンプ場保守点検業務委託	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	22,522 千円
平成 32 年度情報配信サービス業務	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	122 千円
平成 32 年度公共下水道維持管理業務委託	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	99,000 千円
平成 32 年度下水道（情報管理・固定資産台帳）システム保守管理業務委託	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	5,619 千円
平成 32 年度公共下水道台帳作成業務委託	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	3,863 千円
平成 32 年度人孔蓋・柵蓋緊急補修工事	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	32,477 千円
平成 32 年度排水路維持管理業務委託	平成 31 年度から 平成 32 年度まで	21,800 千円
金融機関への預貯金照会手数料	平成 32 年度から 平成 33 年度まで	120 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 424,700	証書借入 又は証券 発行	年5%以内 (ただし、利率見 直し方式での借り 入れを行った場合 について、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	償還期間は、据置期間 を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均 等、元金均等等による。 ただし、財政の都合に より、据置期間中であ っても繰上償還し、償還年 限を変更し、又は借り換 えることができる。
流域下水道事業	360,300			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 559,104 千円

## 公 告

那覇市公告第 630 号

平成 31 年 3 月 11 日

掲 示 済

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号  
平成 31 年 3 月 11 日 第 H29-04-02 号 那覇市指令ま建指第 2844 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
那覇市字真地竹下原 140 番 1、141 番 1、147 番 1

- 3 公共施設  
道路、公園、消防水利（防火水槽）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
那覇市銘苅一丁目3番25号 ソリッド銘苅202  
有限会社神山土地建物 代表取締役 神山 篤一郎
- 5 検査済証番号  
平成31年3月11日 那ま建指第406号  
平成31年3月11日 那ま建指第407号
- 6 工事完了年月日  
平成31年2月5日

那覇市公告第 631 号  
平成 31 年 3 月 11 日  
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号  
平成31年2月12日 第H28-10-03号 那覇市指令ま建指第2666号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
那覇市字安里安里原52番地 他11筆
- 3 公共施設  
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
浦添市西洲二丁目2番地3  
株式会社りゅうせき 代表取締役 當銘 春夫
- 5 検査済証番号  
平成31年3月8日 那ま建指第392号
- 6 工事完了年月日  
平成31年1月28日

## 那覇市公告第 648 号

平成 31 年 3 月 18 日

掲 示 済

## 随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 1 号の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

件名	随意契約の公表について
業務名	平成 31 年度スプリング入りマットレス等解体業務委託
業務内容	那覇市に搬入されるスプリング入りマットレス等の解体等処理作業（仕様書、敷地区は那覇市ホームページのクリーン推進課「お知らせ」からダウンロードできます。）
契約相手方の決定方法 又は選定 基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市と契約実績があり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	下記を提出すること。 （1）見積書 （2）定款（法人の場合） （3）所在地見取図
提出期限	平成 31 年 3 月 19 日から平成 31 年 3 月 25 日まで
契約担当課	環境部 クリーン推進課 管理G 担当：宮城 電話 882-6950
備考	詳細については契約担当課までお問い合わせください。

那覇市公告第 650 号  
平成 31 年 3 月 19 日  
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成31年3月11日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	まちなみ共創部 まちなみ整備課 電話 951-3248			
個人情報管理責任者	まちなみ整備課長			
業務の名称	市街地再開発事業（防災街区整備事業含む）			
業務の目的	市街地再開発事業等の施行者への支援、補助を行い、事業を完成させる。			
個人情報の対象者	事業地区内に権利を有する者			
業務の開始年月日	昭和52年 3月 1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 ( )  上記事項を取扱う理由
		心身	その他	
	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
個人情報の収集方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(本人同意)・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期( 月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時( )			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input checked="" type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他( )			
備考	完了地区等の保管資料を確認したところ、個人情報が含まれていることが判明したため。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

平成31年3月6日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部 法制契約課	電話 098-951-3253		
個人情報管理責任者	法制契約課長			
業務の名称	那覇市公契約条例検討審議会			
業務の目的	公契約に関する条例に関し必要な事項を審議する。			
個人情報の対象者	那覇市公契約条例検討審議会委員（定数6名）			
業務の開始年月日	平成30年11月26日			
個人情報 記録の 内容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	<input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input checked="" type="checkbox"/> 地位 <input checked="" type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> その他 ( )
		心身	その他	上記事項を取扱う理由
	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい程度 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期( 月～ 月) <input checked="" type="checkbox"/> 随時(新規に委員を委嘱する時)			
本人への通知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他( )			
備考	制度についての認識不足で、業務開始時に届出をしていなかったため、提出が遅れた。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止 **変更**)届出書

H31年3月13日

那覇市長 宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	こどもみらい部こどもみらい課		電話858-5206
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	H31年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	療育センター業務		H28年2月1日
廃止又は変更の 理 由	施設名称の変更に伴い、業務の名称変更の為		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	療育センター業務	那覇市こども発達支援センター業務に変更する	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

平成31年3月6日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部 法制契約課 電話 098-951-3253		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成28年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	平成28年4月1日		
廃止又は変更の 理由	平成28年4月1日付け「那覇市入札監視委員会設置要綱」が廃止され、同日付け、「那覇市建設工事等入札監視委員会規則」が施行したことに伴い、業務の名称が変更になった。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
	【業務の名称】 那覇市入札監視委員会	【業務の名称】 那覇市建設工事等入札監視委員会	
備 考	制度についての認識不足で、業務開始時に届出をしていなかったため、届け出が遅れた。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

## 個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成31年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子  
(公印省略)

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	市民生活安全課 電話 098-862-9930		
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成31年3月31日
業務の名称及び 開始年月日	都市交通災害共済 平成4年以前		
廃止又は変更の 理由	平成26年度に市長会が実施していた都市交通災害共済事業終了に伴い、本市も新規募集を停止し、事業を終了した。		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考	平成31年度をもって、文書保管年限が終了し、これまで収集した情報の破棄を確認したため		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成31年3月7日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子  
(公印省略)

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	市民生活安全課 電話 098-862-9930		
届出の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成25年3月31日
業務の名称及び 開始年月日	中学校区防災安心安全マップ作成事業 平成24年10月11日		
廃止又は変更の 理由	平成24年度に単年度に限り実施した中学校区防災安心安全マップ作成事業について、当時印刷した安全マップの在庫等の配布完了を確認したため		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考	収集した個人情報及び資料一式の廃棄確認に時間を要したため		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

## 個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成31年3月6日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部 福祉政策課 電話 098-862-9002		
届出の区分	■廃止 □変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成31年2月26日
業務の名称及び 開始年月日	臨時福祉給付金 平成26年5月1日		
廃止又は変更の 理由	事業終了のため		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 651 号  
平成 31 年 3 月 19 日  
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・**提供**)届出書

平成31年3月5日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	子育て応援課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課
----------	--------	------------------	-----------------------

業 務 の 名 称	沖縄県ひとり親家庭高校生等通学費用サポート実証事業
利 用 の 区 分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input checked="" type="checkbox"/> 提供
目的外利用又は提供をする年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 平成31年3月1日 <input type="checkbox"/> 随 時( )
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内 容	那覇市内在住の母子及び父子家庭等医療費助成受給者世帯のうち、平成15年4月2日から平成16年4月1日生の児童がいる世帯名簿①郵便番号②住所③受給者氏名（漢字及びカナ）④児童氏名（漢字及びカナ）⑤児童生年月日
目的外利用又は提供をする根拠条項	<input checked="" type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (平成30年度答申第3号による承認) <input type="checkbox"/> 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 <input type="checkbox"/> 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)
目的外利用又は提供をする理由	ひとり親家庭の高校生等に対して、経済的な負担になっているバス通学費の負担を軽減することにより、ひとり親家庭の生活の安定と教育環境の充実を図る。本事業は、対象世帯が限定的であることから、提供した世帯情報に基づき、世帯に対して申請書類等を直接送付することにより確実な周知が可能になること、また、それにより保護者の申請手続きの負担軽減が図られ、ひいてはひとり親家庭の福祉の増進に寄与することが期待されるため。
届 出 担 当 部 課	こどもみらい部子育て応援課 電話 861-6951

**那 覇 市 公 告 第 4 号**  
平成 31 年 4 月 1 日

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画変更の  
決定について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、下記事項を公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業  
真嘉比古島第二土地区画整理事業

2 施 行 者 の 名 称 那覇市

3 施 行 地 区

那覇市	真嘉比	一丁目	の全部
		二丁目 三丁目	
	の 一 部	松島	一丁目
			真嘉比川原
		字松川	今帰仁原 後原
		字大道	上大道原 下大道原

4 事 業 施 行 期 間 昭和63年12月12日から平成34年3月31日まで

5 事 務 所 の 所 在 地 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市 まちなみ共創部 まちなみ整備課

6 事業計画の決定年月日 昭和63年12月12日

7 事業計画の変更の年月日 平成31年3月19日

---

---

**議会訓令**

---

---

那 覇 市 議 会 訓 令 第 1 号

平 成 3 1 年 4 月 1 日

那覇市議会事務局職員名札の制式及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 翁 長 俊 英

那覇市議会事務局職員名札の制式及び貸与に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市議会事務局職員名札の制式及び貸与に関する規程(1966年那覇市議会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、職員であることを表示するための名札の制式及び貸与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(制式)</p> <p>第2条 名札の制式は、第1号様式及び第2号様式のとおりとする。</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第3条 この規程において職員とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第3項の事務局長及び書記及びその他の職員をいう。</p> <p>(届出)</p> <p>第5条 名札を損傷し、又は紛失したときは、<u>名札損傷・紛失届(第3号様式)により議長に速やかに届け出なければならない。</u></p> <p>(返納)</p> <p>第6条 名札は、職員でなくなつたときは、<u>すみやかにこれを返納しなければならない。</u></p> <p>第3号様式(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="272 1899 767 1984"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>理由 損傷 紛失</td> </tr> </table>	[略]	理由 損傷 紛失	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、職員であることを表示するための名札の制式及び貸与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(制式)</p> <p>第2条 名札の制式は、第1号様式及び第2号様式のとおりとする。<u>ただし、職制に応じて制式を別に定めることができる。</u></p> <p>(職員の定義)</p> <p>第3条 この訓令において「職員」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第3項の事務局長、<u>書記その他の職員をいう。ただし、非常勤の職員で議長が指定したものを除く。</u></p> <p>(再貸与)</p> <p>第5条 職員は、名札について損傷があつたとき(ICカードとしての機能を失つたときを含む。)<u>又は名札を紛失したときは、名札損傷・紛失届(第3号様式)により議長に速やかに届け出て、名札の再貸与を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>職員は、前項の再貸与を受けたときは、当該再貸与に係る実費を弁償しなければならない。ただし、再貸与を受けることについてやむを得ない理由があると議長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(返納)</p> <p>第6条 名札は、職員でなくなつたときは、<u>速やかにこれを返納しなければならない。</u></p> <p>第3号様式(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="837 1899 1332 1984"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>理由</td> </tr> </table>	[略]	理由
[略]					
理由 損傷 紛失					
[略]					
理由					

その他( )	
[略]	[略]
<b>備考</b> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

**付 則**

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

---

---

**消防局訓令**

---

---

那 覇 市 消 防 局 訓 令 第 4 号  
平 成 3 1 年 3 月 1 2 日  
公 布 済

那覇市消防吏員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局  
局 長 島 袋 弘 樹

那覇市消防吏員被服貸与規程の一部を改正する訓令

那覇市消防吏員被服貸与規程(平成11年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記]	[別表 別記] [第1号様式 別記] [第2号様式 別記] [第3号様式 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 様式の改正規定において、改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

貸与品及び貸与品消耗期間

類	番号	品 目	期間
A 消 防 吏 員	1～6	[略]	
	7	<u>ジャンパー</u>	5年
	8～22	[略]	
[略]	1～2	[略]	
[略]	1～4	[略]	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

貸与品及び貸与品消耗期間

類	番号	品 目	期間
A 消 防 吏 員	1～6	[略]	
	7	<u>防寒衣</u>	5年
	8～22	[略]	
[略]	1～2	[略]	

[略] 1~4 [略]  
備考 [略]

[改正前 別記]

第1号様式(第4条関係)

品 目	サイズ	数 量	品 目	サイズ	数 量
[略]			[略]		
			救急服用肩章		
			<u>ジャンパー</u>		
			雨 衣		
			[略]		

[改正後 別記]

第1号様式(第4条関係)

品 目	サイズ	数 量	品 目	サイズ	数 量
[略]			[略]		
			救急服用肩章		
			<u>防寒衣</u>		
			雨 衣		
			[略]		

[改正前 別記]

第2号様式(第4条関係)

品 目	サイズ	数 量	品 目	サイズ	数 量
[略]			[略]		
			救急服用肩章		
			<u>ジャンパー</u>		
			雨 衣		
			[略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

第2号様式(第4条関係)

品 目	サイズ	数 量	品 目	サイズ	数 量

[略]	[略]		
	救急服用肩章		
	防寒衣		
	雨 衣		
[略]			

備考 [略]

[改正前 別記]

第3号様式(第5条関係)

品 目	点 数	サイズ	数 量	品 目	点 数	サイズ	数 量
[略]				[略]			
				救急服用肩章			
				ジャンパー			
				雨 衣		[略]	
				[略]			

[改正後 別記]

第3号様式(第5条関係)

品 目	点 数	サイズ	数 量	品 目	点 数	サイズ	数 量
[略]				[略]			
				救急服用肩章			
				防寒衣			
				雨 衣		[略]	
				[略]			

---

---

**上下水道局告示**

---

---

那覇市上下水道局告示第 44 号  
平成 31 年 3 月 8 日  
掲 示 済

## 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第1号に基づき、次のとおり新規があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 兼次 俊正

指定（登録）番号	第 512 号
指定工事店名	イトス設備工業
営業所所在地	沖縄県うるま市石川東山本町二丁目 9 番 8 号
代表者氏名	糸 洌 学
有効期間	自 平成31年3月7日 至 平成35年3月31日

---

那覇市上下水道局告示第 45 号  
平成 31 年 3 月 12 日  
掲 示 済

## 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第2号に基づき、次のとおり指定工事店を取り消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 兼次 俊正

指定（登録）番号	第 3 6 3 号
指定工事店名	山城設備
営業所所在地	沖縄県糸満市字大里 25 番地
代表者氏名	山城 幸雄
取消日	平成 31 年 3 月 8 日
取消理由	事業範囲の縮小

## 公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第1号

平成31年3月15日

公 布 済

那覇市公平委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 阿 波 連 光

那覇市公平委員会議事規則の一部を改正する規則

那覇市公平委員会議事規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議事録) 第7条 法第11条第3項の議事録は、事務職員が作成する。 2 [略]	(議事録) 第7条 法第11条第4項の議事録は、事務職員が作成する。 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市公平委員会規則第2号  
平成31年3月15日  
公 布 済

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 阿 波 連 光

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
機関	職	機関	職
[略]		[略]	
市長部局	(1)～(2) [略] (3) 課長 支所長 室長 施設長 担当副参事 副参事 (4) 人事課人事担当主幹 人事課給与担当主幹 人事課安全衛生担当 主幹 企画調整課組織 定員担当主幹 (5) 秘書広報課秘書事務 担当主査 人事課人事 担当主査 人事課給与 担当主査 企画調整課 組織定員担当主査	市長部局	(1)～(2) [略] (3) 課長 支所長 室長 担当副参事 副参事 (4) 人事課人事担当主幹 人事課給与担当主幹 人事課安全衛生担当 主幹 企画調整課組織 定員担当主幹 <u>こども 教育保育課人事担当主 幹</u> (5) 秘書広報課秘書事務 担当主査 人事課人事 担当主査 人事課給与 担当主査 企画調整課 組織定員担当主査 <u>こ ども教育保育課人事担 当主査</u>
[略]		[略]	
教 育 委 員 会	[略] 公民館 [略] 幼稚園 園長 小学校 [略] [略]	教育 委 員 会	[略] 公民館 [略] 小学校 [略] [略]
[略]		[略]	
備考	1～7 [略] 8 表中「幼稚園」とは、那覇市立幼稚園管理運営規則(平成24年那覇市教育委員会規則第2号)第1条に規定する那覇市立幼稚園をいう。 9～11 [略]	備考	1～7 [略] 8～10 [略]
備考		備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。		1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。		2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

- 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。